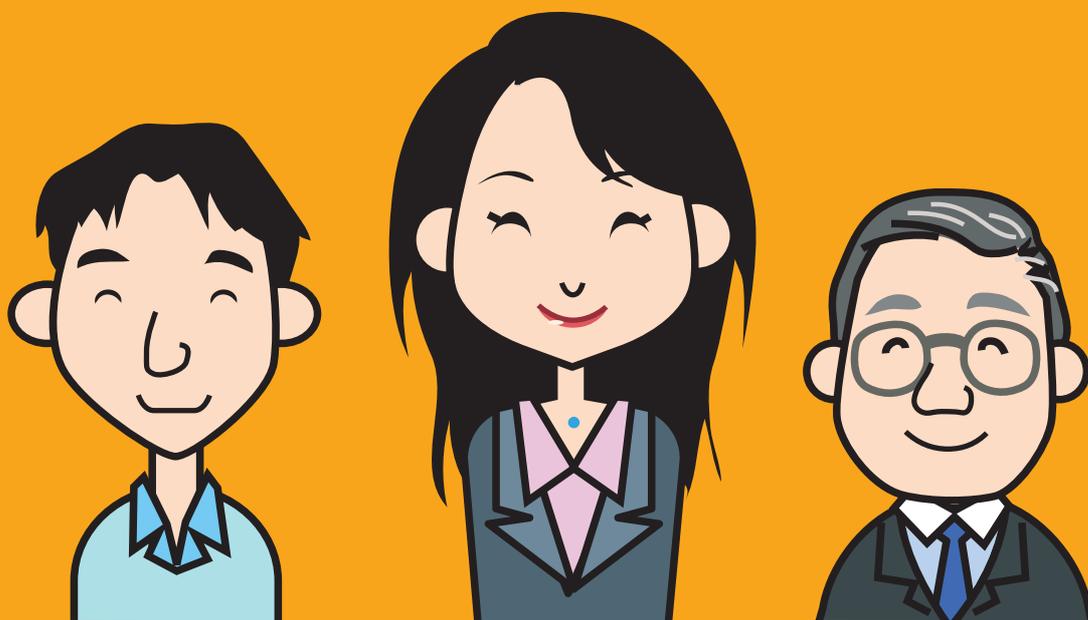


総合評価方式 使いこなし マニュアル

公共工物品確法をふまえて



— 第2版 —

平成19年3月

総合評価方式 使いこなし マニュアル

公共工事品確法をふまえて

— 第2版 —

平成19年3月

もくじ

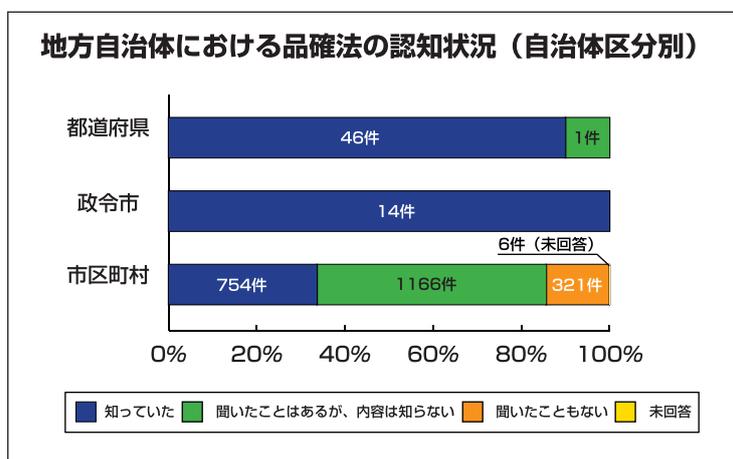
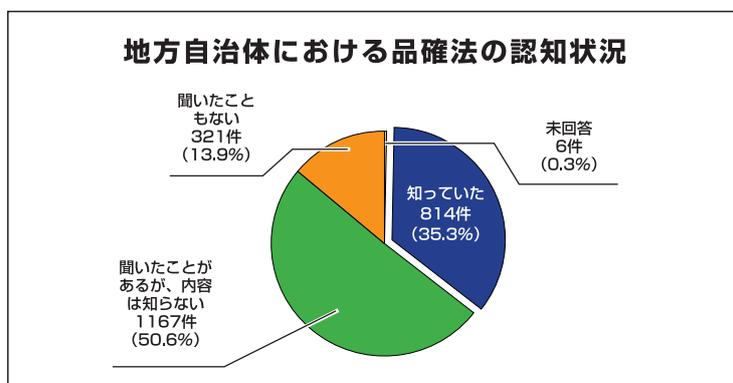
自治体に聞きました 品確法や総合評価方式の実施にあたっての課題等	……P1
そもそも、「品確法」と「総合評価方式」って何？	……P9
● そもそも、「品確法」って何？	
● そもそも、「総合評価方式」って何？	
「総合評価方式」の手続きの仕方がわからない。	……P23
● 「総合評価方式」は、どんな手順で進めるの？	
[参考①] 「簡易型」の具体例	……P39
● 道路の舗装工事の例	
● 維持補修工事の例	
[参考②] 学識経験者の意見聴取の具体例	……P77
[参考③] 「標準型」「高度技術提案型」の評価項目・評価基準	……P85
「公共工事の品質確保の促進に関する法律」法文	……P91
「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に 推進するための基本的な方針」	……P97

自治体に聞きました

品確法や総合評価方式の
実施にあたっての課題等

平成17年4月から施行された「公共工事の品質確保の促進に向けた法律」（品確法）の周知と総合評価方式の導入状況や課題等を把握するため、平成17年4月から5月にかけて国土交通省国土技術政策総合研究所では全国の地方自治体を対象にアンケート調査を行いました。その結果から、品確法及び総合評価方式についてさまざまな課題が浮き彫りになりました。

Q1. 「品確法」を知っていますか？



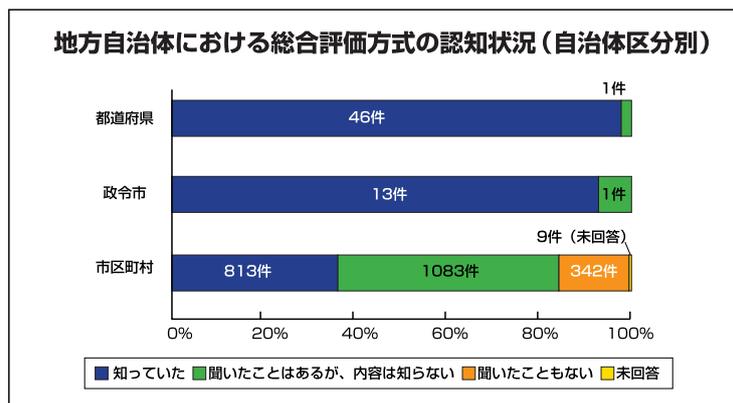
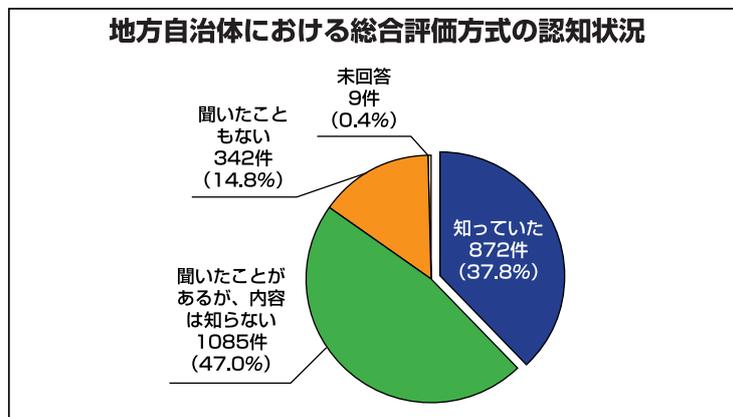
「品確法」そのものについては、「知っていた」約35%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」約50%も含めると、全体の80%を占めています。しかし、内容について知らない地方自治体は「聞いたことはあるが、内容は知らない」「聞いたこともない」を合わせると、60%を超えています。これらのことを踏まえると、まだ施行をされて間がないことを考慮しても、品確法の認知度をより高めていくことが求められています。

アンケートの回答状況

区分	対象数	回答数	回答率
都道府県	47	47	100.0%
政令市	14	14	100.0%
市区町村	2,385	2,247	94.2%
計	2,446	2,308	94.4%

Q2.

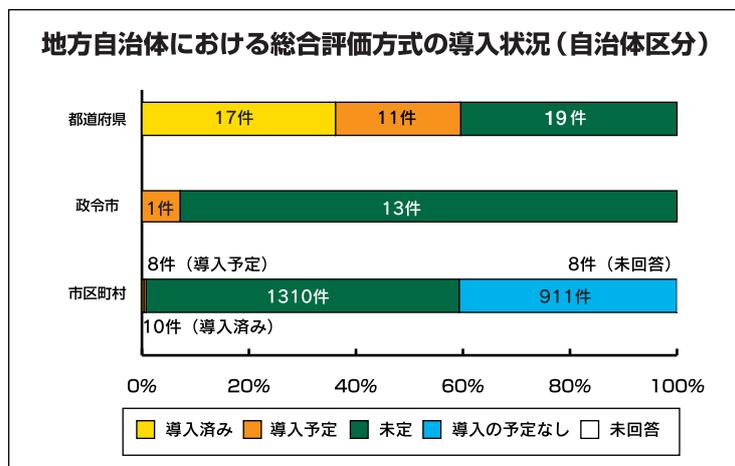
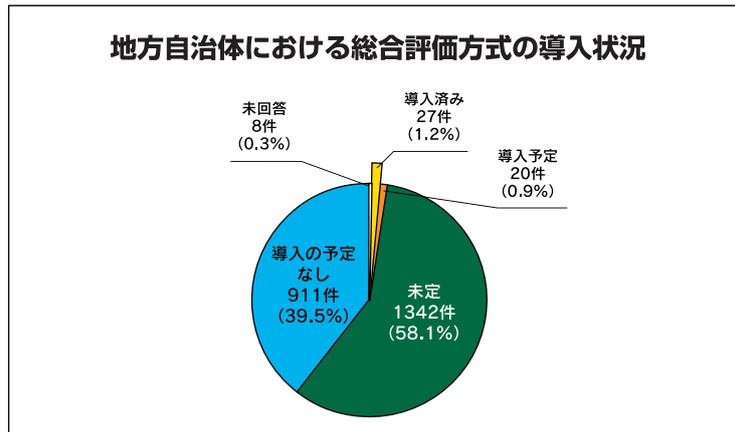
「総合評価方式」を知っていますか？



「総合評価方式」については、「知っていた」が約38%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が47%であり、それらを合わせると全体の85%になり、認知度は高いといえるでしょう。しかし、内容については「聞いたことはあるが、内容は知らない」「聞いたこともない」を合わせると、60%を超えています。これらの結果からは、Q1の「品確法」と同じく認知度をより高めていくことが必要であることがわかります。

Q3.

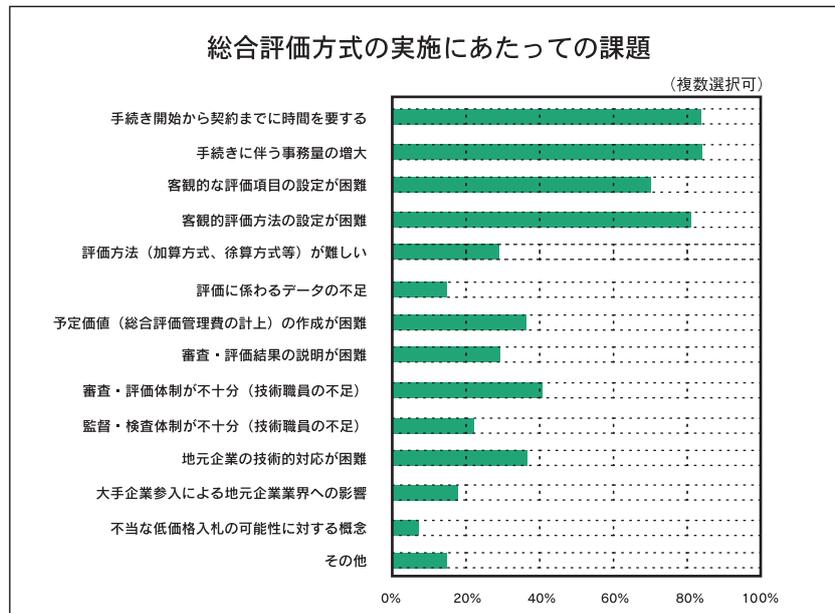
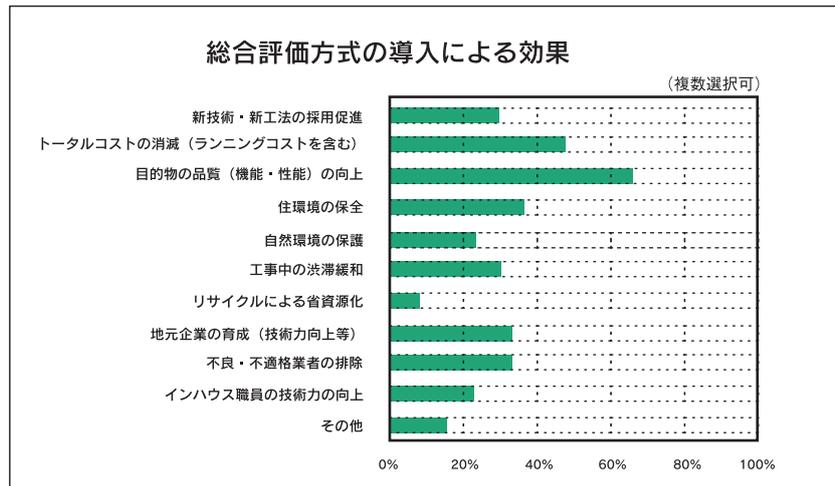
公共工事の建設業者の選定に「総合評価方式」を導入していますか？



「総合評価方式」を導入しているか否かは、現在のところ、「未定」「予定なし」が約97%になっています。自治体の区分別では、大規模な工事が多く、技術職員も多い都道府県では、すでに「導入済み」と答えている自治体もあります。しかし政令市では、「未定」と答えている場合がほとんどを占め、さらに市区町村では「未定」もしくは「導入の予定なし」と回答をしている地方自治体が多く、地方自治体により開きが見られます。

Q4.

総合評価方式を既に導入している
地方自治体に聞きました。
「総合評価方式」の
効果と課題は何ですか？

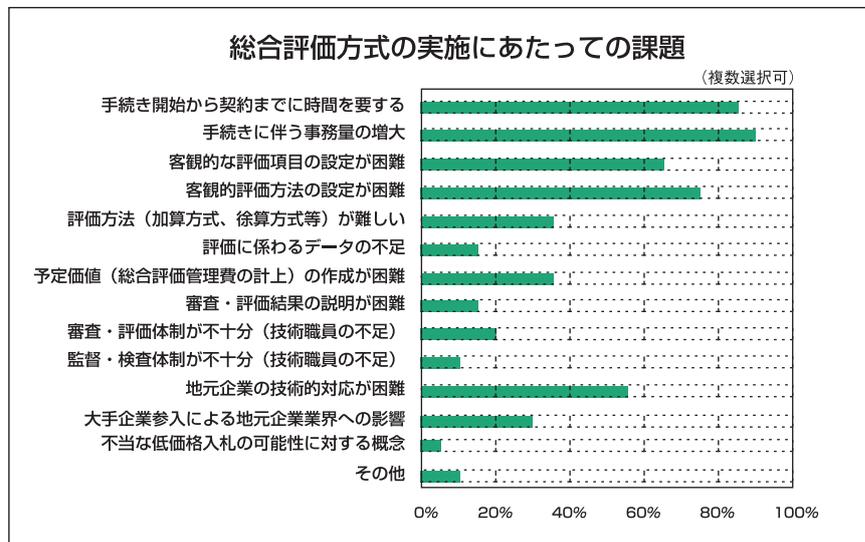
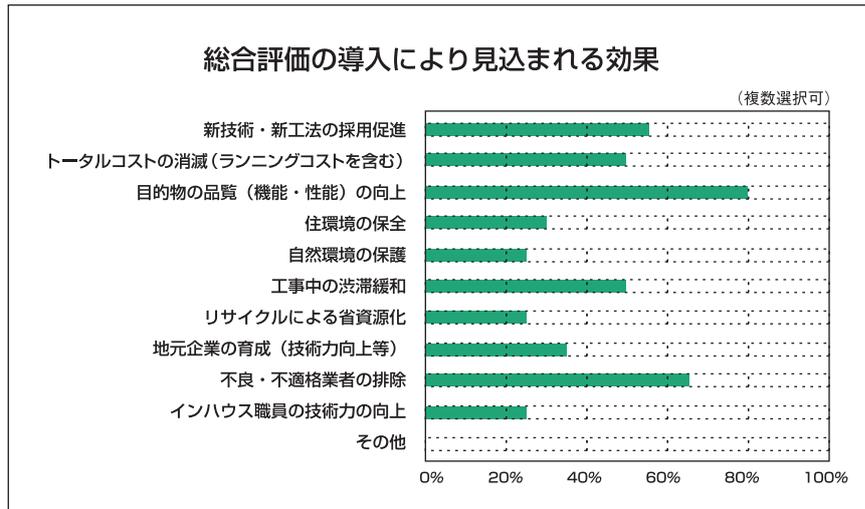


総合評価方式の導入効果としては、「目的物の品質 (機能・性能) の向上」が最も多く、「トータルコストの削減 (ランニングコストを含む)」、さらに「住環境の保全」「地元企業の育成 (技術力向上等)」「不良・不適格業者の排除」と続きます。これらの結果は、公共工事の品質を確保することはもちろん、住環境の保全などへの波及効果が表れている結果といえるでしょう。また、工事の手抜きや下請け業者への丸投げ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などに代表される不良・不適格業者の排除にも役立つことがわかります。

一方、総合評価方式の実施にあたっての課題は、「手続き開始から契約までに時間を要する」「手続きに伴う事務量の増大」「客観的評価方法の設定が困難」などが挙げられています。

Q5.

総合評価方式を導入していない 地方自治体に聞きました。 「総合評価方式」の効果と 課題は何だと思いますか？

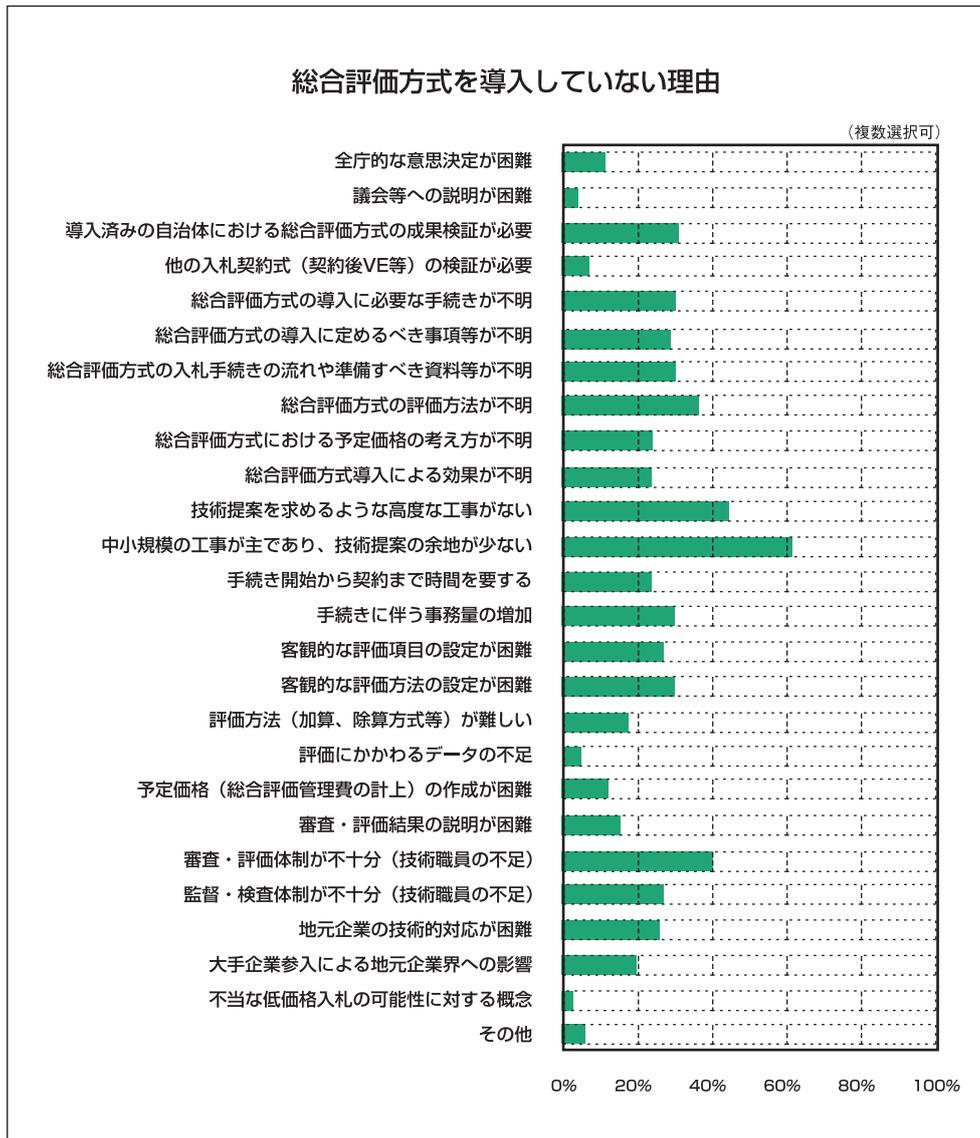


総合評価方式の導入により見込まれる効果としては、「目的物の品質(機能・性能)の向上」がいちばん多く、次いで「不良・不適格業者の排除」「新技術・新工法の採用促進」が挙げられています。

総合評価方式の実施にあたっての課題としては、「手続きに伴う事務量の増大」「手続き開始から契約までに時間を要する」など、主に事務の煩雑さが挙げられており、既に導入している地方自治体の抱えている課題とほぼ同じ内容であり、今後の課題といえるでしょう。

Q6.

総合評価方式を導入していない
地方自治体に聞きました。
「総合評価方式」を
導入しないのはなぜですか？



総合評価方式を導入していない理由として、主なものに「中小規模の工事が主であり、技術提案の余地が少ない」「技術提案を求めるような高度な工事が無い」が挙げられており、総合評価方式は、大規模な工事に適用される印象が見受けられます。

また「審査・評価体制が不十分（技術職員の不足）」も、また導入していくうえでの理由となっていることが読み取れます。国や公益法人等の第三者の力を活用することで、それらを克服していくことが必要であることが改めてわかります。

まとめ

品確法や総合評価方式に対して 地方自治体が持つ悩み

品確法の認知状況や総合評価方式の導入状況等について、全国の地方自治体を対象にしたアンケートから、次のような課題が浮かび上がってきます。これらに共通するものは、法律の内容がまだ完全には周知されていないこと、また総合評価方式の実施手順の詳細が不透明で実施に対して不安が生じていることだと思われます。特に、評価項目や評価基準、評価の方法などは総合評価方式の入札・契約手続きの根幹を成す部分であるので、早急に普及に努めることが求められます。

①

**「品確法」「総合評価方式」の名前は知っていても、
内容がわからない。**

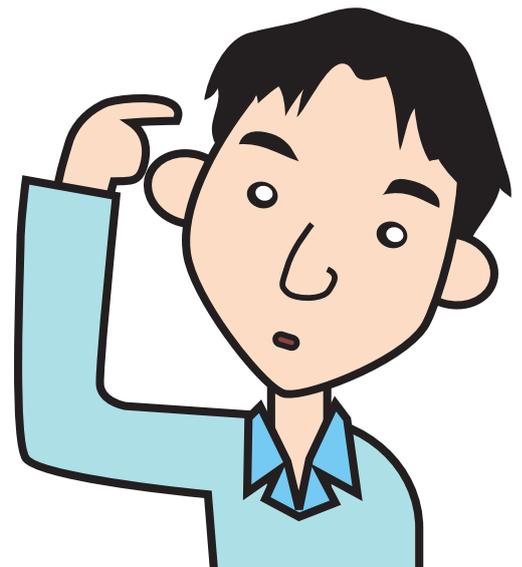
「聞いたことがあるが、内容は知らない」との回答が約半数に達しています。

②

**「総合評価方式」の評価項目や評価基準の設定、
評価の方法がわからない。**

総合評価方式の実施にあたっては、「評価項目の設定が困難」「評価方法の設定が困難」との回答が上位を占めています。

評価項目や基準の設定が複雑であるという印象とともに、評価の方法もわかりにくくなっているようです。



「品確法」や「総合評価方式」の名前は知っていても、内容がわからない。

そもそも、

「品確法」と「総合評価方式」って何？





「品確法」とは何ですか？



「品確法」とは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の略で平成17年4月から施行された新しい法律です。品確法は、より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、公共工事の品質確保を促進するものであり、条文では次のように法律の目的が記されています。

法律の目的（品確法 第一条）

この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



品確法はどうして出来たんですか？



公共工事の品質の確保を促進することで、国民の福祉の向上や国民経済の健全な発展につなげるために制定されました。

談合を象徴とした公共工事の入札に関する問題がマスメディアで取り上げられ、社会問題化する事件もありました。また低価格入札やくじ引きによる施工業者の選定・決定が急増しており、適切な技術力を持たない者が施工することによる不良工事の発生等が危惧されているところです。

こうした公共工事を取り巻く環境を考慮して、自民党の議員らが、公共工事の品質について何らかの対策が必要だと判断し、任意の研究会「公共工事品質確保に関する議員連盟」を立ち上げました。

そこで発注者責任の明確化や適正な発注方式、監督・検査体制のあり方などの検討、研究を続けてきました。このことが品確法の法案化への発端となっております。



「品確法」のポイントは？



品確法は、公共工事の品質を確保し、促進していくことを大きなねらいとしています。
ポイントは以下の3つとなります。

【品確法のポイント】

公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする

- ・基本理念として価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって、公共工事の品質を確保すること等を規定
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めること等を規定

価格競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図る

- ・競争参加者の技術的能力を審査する
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価する
- ・技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる
- ・技術提案の審査後に予定価格を作成できる

発注者をサポートする仕組みを明確にする

- ・発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努める
- ・この場合、発注者は、発注関係事務を適正に行う知識や経験を備えた者を選定する



地方自治体の公共工事の発注者は何をしないといけないの？



品確法第5条では、「地方公共団体は品確法の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、実施していく責務を有する。」とされています。地方自治体を含む全ての公共工事の発注者に次の3つの責務が求められております。

①発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、施工状況の確認・評価等を適切に実施しなくてはなりません。

②施工状況の評価に関する資料等の保存と有効活用

施工状況の評価に関する資料等を将来の発注や他の発注者による発注に有効に活用されるよう保存等の必要な措置を講じる必要があります。

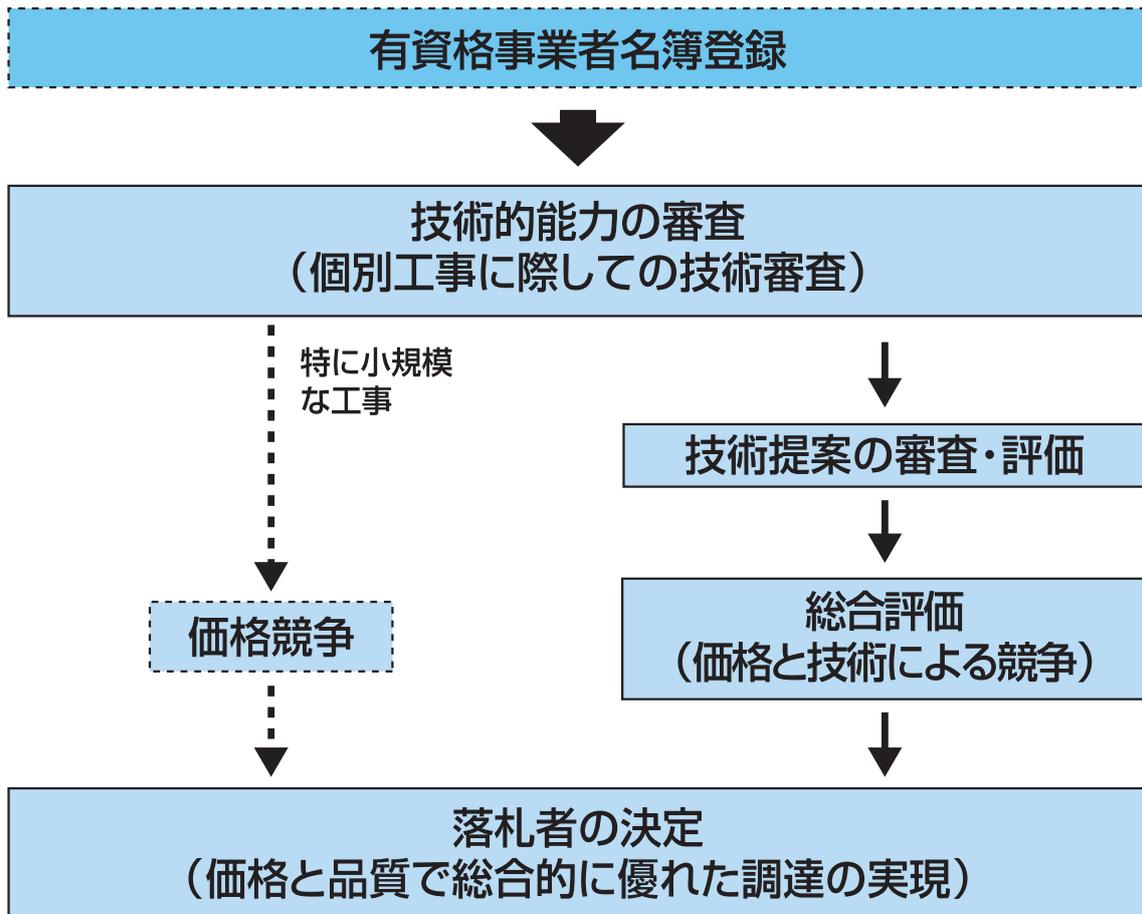
③発注関係事務を実施するための体制整備

発注関係事務を適切に実施するために必要な技術職員の確保と育成に努めるとともに、必要に応じて発注者支援制度の活用を図ることにより体制を整備する必要があります。



特に公共工事の調達においては、公共工事の品質を確保し、促進していくために「価格と品質の双方が総合的に優れた調達」の実施が求められています。公共工事の調達のポイントは次のとおりです。

- ① 個々の工事で、入札に参加しようとする者の技術的能力の審査を実施しなくてはならない
- ② 民間の技術提案の活用を努めなくてはならない
- ③ 民間の技術提案を有効に活用していくために必要な措置を実施しなければならない（技術提案の改善を求める措置、技術提案の審査結果を踏まえた予定価格の作成など）



コラム

コストもクオリティもかなえる 「品確法」



○公共工事の品質特性

公共工事は調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工業者の技術力等により品質が左右される特性があります。このため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ施工業者を選定するとともに、監督・検査を適切に実施することにより公共工事の品質を確保することが必要です。

○「価格と品質で総合的に優れた調達」の意義

従来、公共工事の調達においては、価格による競争が原則とされてきましたが、公共工事の品質特性を考えると、単に安いことだけが国民にとって最大の利益とは言えません。例えば、いかに価格を安く抑えたとしても、できあがった施設に欠陥があったり、所要の機能を満たしていなければ、公共工事本来の目的を達成できません。つまり、公共工事の調達においては、価格で判断するのではなく、品質面も十分考慮した上で、調達を行うことが極めて重要な要素なのです。

欧米においても1990年代後半から調達の考え方を転換するための調達制度の改正が行われてきています。例えば米国では、1994年からベスト・バリュー（Best Value）を調達の目的に位置づけ、「最も安価なものの調達」から「最も価値の高いものの調達」に転換しています。また、仏国においても2001年から「（一定の）コストに対して最も価値の高いものを調達」するバリュー・フォー・マネー（Value for Money）の理念に基づき、「価格のみの入札」を廃止し、「価格と性能（技術力）による競争」に転換しています。

○ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除

各発注者が品確法を適切に施行することにより、必要な技術的能力を有する企業のみが競争に参加することになるため、ペーパーカンパニーなど施工に必要な技術的能力を持たない、いわゆる不良・不適格企業が排除されることが期待されています。

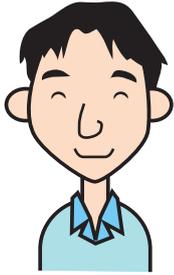
○総合評価方式の活用による談合防止

たとえば、価格競争の場合、競争参加者が談合によって落札者をコントロールしようとするれば、関係者間で価格（数字）の調整をするだけであるため、比較的容易に談合できてしまうと考えられます。しかしながら、総合評価方式を適用すると、競争参加者は価格と品質という二つの基準で評価され、落札者が決定されることになるため、談合による価格（数字）合わせだけでは落札者をコントロールできません。このような意味で、総合評価方式の活用は談合の防止に一定の効果があると期待されています。

○技術提案とコスト縮減

品確法では技術提案の活用について規定されておりますが、既に民間企業の調達において行われている技術提案の事例を見ても、技術提案の積極的な活用は、公共工事においてもコスト縮減の効果をもたらすことと期待されています。

例えば、当初、発注者が想定していた標準的な工法に替わり、競争参加者から提案された新技術等を採用することで、直接的な工事コストの縮減、高品質に伴う耐用年数の延長やライフサイクルコストの縮減、工期の短縮による社会的コストの縮減などが実現されることも考えられます。



「総合評価方式」を導入することによる
メリットは何ですか？



わかりやすく言うと、次の3つに集約されるでしょう。

① 品質面でも競争させることで、公共工事自体の品質を向上させる

総合評価方式では、総合的なコストの縮減に関する技術提案、工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案などが審査・評価の対象となります。これらの技術提案に対する評価が低いと落札しにくくなるため、公共工事自体の品質が底上げされます。

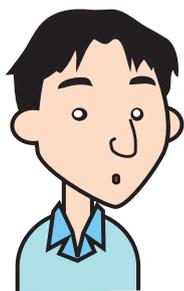
それに加え、企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられますので、施工能力の乏しい者が落札し公共工事の品質の低下や工期の遅れを招くことを防止できると期待されています。

② 工事周辺の住民や利用者にできるだけ迷惑をかけない

入札の段階で、施工計画が現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる等のチェック（審査）が入ることで、想定される問題を事前に把握することができます。それに加えて、騒音の低減、周辺の環境や街並みとの景観の調和なども評価対象になるため、結果として周辺住民や利用者へかかる迷惑を減らすことも期待されています。

③ 建設業者の育成と技術力の向上

総合評価方式の導入により技術的能力や技術提案の審査を実施することにより、公共工事を受注する建設業者の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高めることになり、しいては公共工事の品質の確保に向けて建設業者の育成・技術力の向上に繋がるのが期待されています。

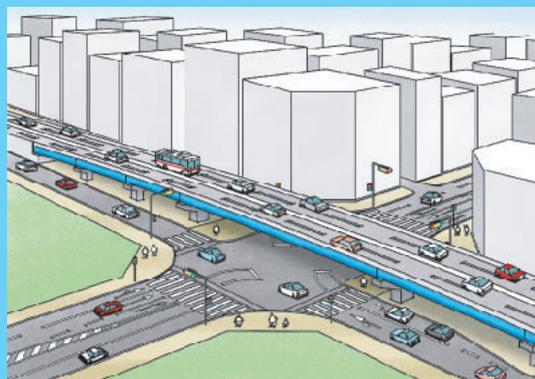
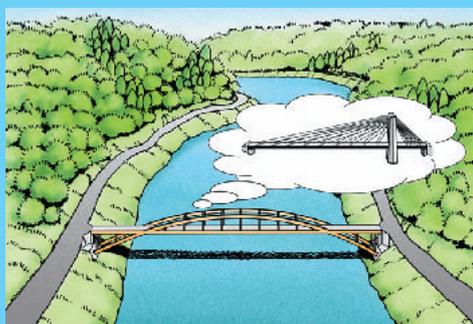


「総合評価方式」は、どんな
工事で活用すべき？



たとえば次のような工事では総合評価方式の
活用が考えられますが、よほど簡易な工事でない
限りは基本的には総合評価方式の実施に
努めなければなりません。

- **道路工事など騒音が発生する工事で周辺地域への配慮が必要な工事**
工事中の騒音や振動の低減などの地域への配慮が求められる道路工事などは、「総合評価方式」が望ましいといえるでしょう。
- **環境への配慮など新しい工法によって工事の課題を解決する技術が必要な工事**
周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋や建築物などの工事でも効果があると思われます。



そのほかにもこんな工事に総合評価方式の活用が考えられます。

- **工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合**
 - ・走行性（平坦性、視認性等）が求められる道路の舗装工事
 - ・コンクリート等の品質管理・出来形管理が求められるトンネル・建築物等、構造物の補修・補強工事 等
- **総合的なコスト縮減に関する提案を求める場合**
 - ・供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
 - ・施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
 - ・長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の建設工事 等
- **社会的な要請への対応に関する技術提案を求める場合**
 - ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
 - ・交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事
 - ・自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等



なお、国土交通省では総合評価方式を工事の特性等に応じて次の3タイプに分類しています。

● 簡易型

技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用する総合評価方式のタイプ。

最も多くの工事に適用される可能性が高いのが、簡易型といわれています。それは、簡易型が、工事の現場状況などを踏まえ、適切かつ確実に施工する能力をもっているかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価することを基本としているためです。



● 標準型

技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する総合評価方式のタイプ。

例えば、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等が評価項目として挙げられます。

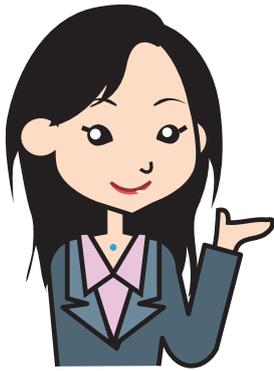


● 高度技術提案型

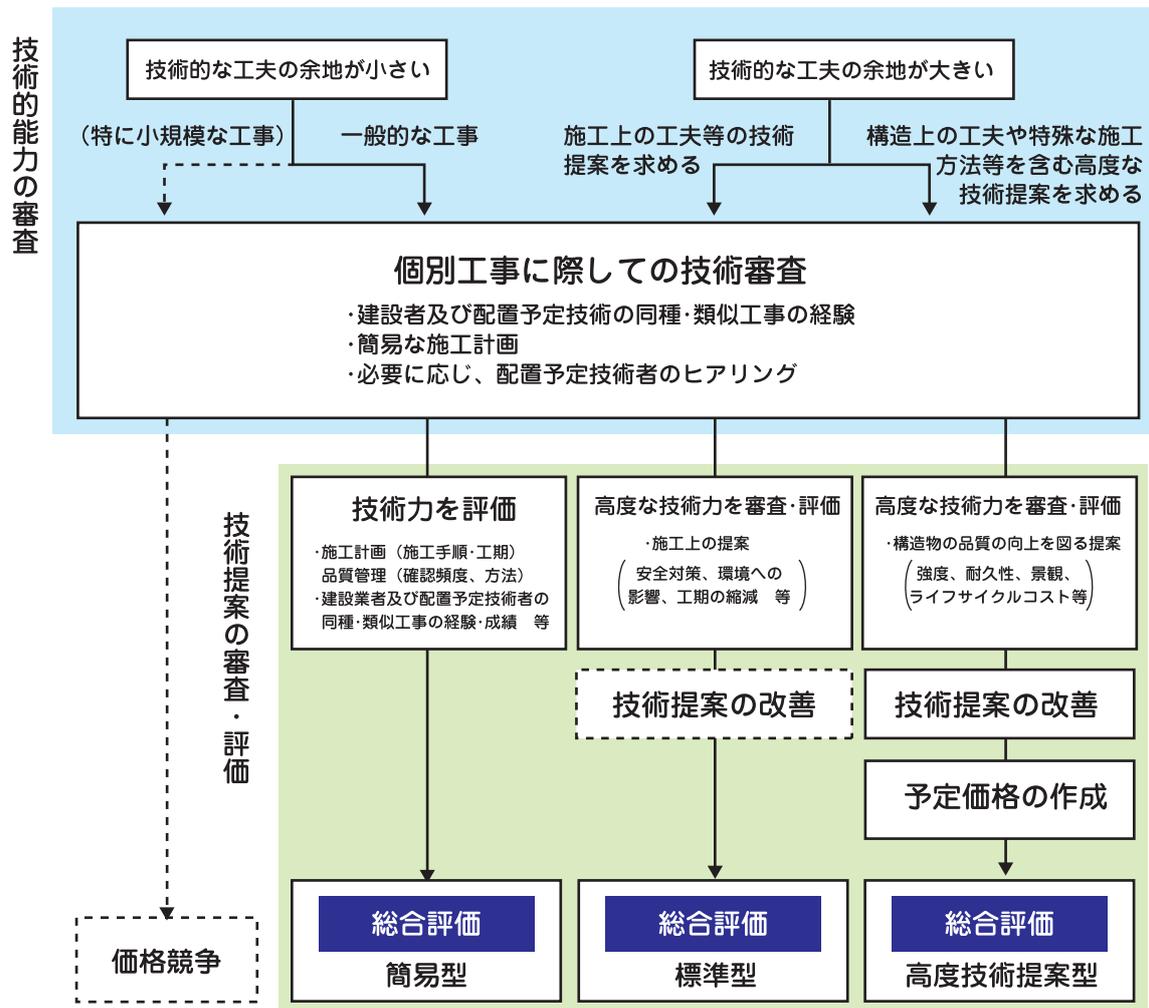
技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、社会的要請の高い特定の課題について、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する総合評価方式のタイプ。

例えばライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等が評価項目として挙げられます。





また、総合評価方式の3つのタイプを選定する流れをまとめると、こうなります。



※個別工事に際しての技術審査：建設業者の施工能力の確認を行う。

※技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数を付け（評価）を行う。

※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的の品質の向上に関する高度な提案を求める。

※総合評価：技術提案の評価結果に基づき価格と総合的に評価を行う。



地方自治体が「総合評価方式」を活用する場合に注意することは？



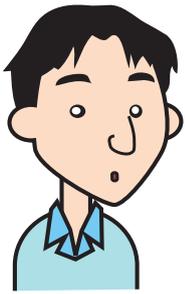
地方自治体において総合評価方式を実施する場合、「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」と地方自治法施行令(第167条の10の2)にて定められていますので、注意してください。



学識経験者って、どういう人のことを言うんですか？



各地の地方自治体の例でいうと、大学の教授や、国土交通省の事務所副所長などの例があります。こうした専門知識を持つ方のことを学識者と呼んでいるんですよ。



学識経験者には、どのタイミングで意見を聴けばいいの？



「地方自治法施行令」では、次の3段階で、聴くことが定められています。

自治体における学識経験者の意見聴取について

- 総合評価方式を行おうとする時
- 落札者を決定しようとする時
- 落札者決定基準を定めようとする時

総合評価方式の大きな目的は、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことです。そこで、上記の3段階において、学識経験者の意見を聴くことが義務づけられています。

これによってより客観的な視点が加わり、より公正に技術提案を審査・評価することができるようになり、工事、また発注者への信頼度アップにもつながります。

「総合評価方式」の評価項目や評価基準
の設定、評価の方法がわからない

「総合評価方式」の
手続きの仕方がわからない

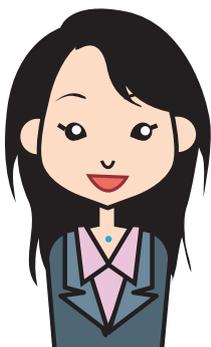




「総合評価方式」は、
どんな手順で進めるの？



こんな手順を進めて行くことが考えられます。



●地方自治体で総合評価方式を行う場合は、地方自治法施行令に基づき
※1 「総合評価を行おうとする時」、
※2 「落札者決定基準を定めようとする時」、
※3 「落札者を決定しようとする時」
に、2人以上の学識経験者の意見を聴く必要があります。(⇒P77)

1. 評価項目の選定と評価基準の設定



「総合評価方式」をする場合の
評価項目や評価基準は？



例えば技術的な工夫の余地が小さく、難易度がそれほど高くない工事の場合には、国土交通省における簡易型の総合評価方式の適用が考えられます。簡易型の総合評価方式における、評価項目・基準例は次の通りです。なお、必ずしも全ての評価項目を審査・評価しなければいけないというわけではありません。工事の内容によって選択して下さい。



簡易な施工計画は評価項目として必ず設定しなければ
いけないの？



簡易型は、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を評価するものであるため、当該工事の簡易な施工計画を求めて総合評価を行うことが望ましい姿です。この考え方から、技術職員が少なく公共工事発注のための体制が十分に整備されていない市区町村においても、発注者支援制度等の活用により簡易な施工計画を評価することが原則となります。

しかしながら、発注者の体制が整備されるまでの間、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事においては、施工計画を評価しない代わりに工事成績や過去の同種工事の施工実績等が企業の施工計画を作成する能力を反映する指標とみなして総合評価を行うことも考えられます。(⇒P.31:市区町村向け簡易型の評価基準の設定例)

なお、このような考え方に基づき総合評価を行う場合は、技術力評価において工事成績が支配的になることが想定されるため、発注者は適切に工事成績評価を実施することが重要です。また、あわせて配置予定技術者の能力についてヒアリングを実施することをお奨めします。

○簡易な施工計画の評価

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順の妥当性	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている
	一般的な記述にとどまっている
工期設定の適切性	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている
	一般的な記述にとどまっている
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている
	一般的な記述にとどまっている
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている
	一般的な記述にとどまっている
施工上配慮すべき事項の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている
	一般的な記述にとどまっている



発注者が工事内容、工期、等条件を明示して項目ごとにどう対応するかを計画として提出させます。

○配置予定技術者の能力の評価

個別の工事で配置される予定の技術者の能力が適格かどうかを判断します。

配置予定技術者の評価項目と評価基準は下記の表のようなことが考えられます。

評価項目	評価基準
過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去2年間(5年間) ^{※1} における主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点 ^{※2}	80点以上
	70点以上 80点未満
	70点未満
過去2年間(5年間) ^{※1} における優良工事技術者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
継続教育(CPD ^{※3})の取組状況	継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)
	継続教育の証明なし

技術者の過去の経験や、得た評価を審査することで、一任するに足る技術者であるかを審査・評価します。



※1 評価項目の欄中「(5年間)」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。

※2 工事成績評定点を有していない競争参加者には、競争参加資格の確認における一定の工事成績評定点(例えば65点)を付与し、評価する。

※3 CPD: Continuing Professional Developmentの略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。なお、各団体により学習内容や単位の取り扱いが異なるため、評価の対象となる団体や単位数等をあらかじめ明示する必要がある。例えば、当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限って評価するものとし、単一企業の社内研修会は単位算定の対象外とする等が考えられる。

必要に応じて下記の内容でヒアリング審査を実施します。

評価項目	評価基準
技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工経験や知識量 ・ 担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる
	実績として挙げた工事において適切な工事管理を行ったことが確認できる
	その他
当該工事の理解度・取組体制 ・ 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む。） ・ 課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる
	当該工事について適切に理解している
	その他
技術者の技術上のコミュニケーション能力	質問の意図を理解し、的確な応答ができる
	その他

技術者の経験や知識や、施工する工事についてどれくらい理解をしているかが良くわかる点で、ヒアリングは効果的です。



○ 企業の施工能力の評価

次のような項目に照らして、企業の施工能力を把握します。

評価項目	評価基準
過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無 ^{※1}	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去2年間（5年間） ^{※2} における工事成績評定点の平均点 ^{※3}	80点以上
	70点以上 80点未満
	70点未満
過去2年間（5年間） ^{※2} における優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去2年間（5年間） ^{※2} におけるイメージアップ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去2年間（5年間） ^{※2} における安全管理優良請負者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無	特許権、実用新案権の取得、または建設技術審査証明の交付あり
	新技術情報提供システム（NETIS）への登録あり
	該当なし
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001又は14001の認証を取得済み
	認証を未取得
技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	施工体制が確保されている
	工事の実施に当たり、施工体制が整備されている

※1 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望ましい。

※2 評価項目の欄中「（5年間）」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。

※3 工事成績評定点を有していない競争参加者には、競争参加資格の確認における一定の工事成績評定点（例えば65点）を付与し、評価する。

○ 企業の手持ち工事量の評価

評価項目	評価基準
当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額 = 手持ち工事量比率	手持ち工事量比率 < 0.25
	0.25 ≤ 手持ち工事量比率 < 0.75
	0.75 ≤ 手持ち工事量比率 < 1.25
	1.25 ≤ 手持ち工事量比率

※ 配点や年数等については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。

「標準型」、「高度技術提案型」の評価項目、評価基準については、P85～を参照してください。



なお、工事の内容によっては、以下の表のような評価項目を追加することも考えられます。

● 施工体制の評価

評価項目	評価基準
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合
	その他
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合
	その他

● 地理的条件の評価

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇県内に本店、支店又は営業所あり
	〇〇県内に拠点なし
過去15年間の近隣地域での施工実績の有無*	施工実績あり
	施工実績なし
過去15年間の主任（監理）技術者の近隣地域での施工経験の有無*	施工実績あり
	施工実績なし

※ 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望ましい。

● 災害協定等による地域貢献の実績の評価

評価項目	評価基準
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害対応協定に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績	活動実績あり
	活動実績なし

● ボランティア活動による地域貢献の実績の評価

評価項目	評価基準
過去5年間のボランティア活動の実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害ボランティア実績 ・ボランティアサポートプログラム参加実績 ・クリーンアップキャンペーン参加実績 等 主として社会資本の維持管理や防災等に関連する公共サービス分野への貢献について評価する。	活動実績あり
	活動実績なし

※ 配点や年数等については、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）や地域特性等に応じて適宜設定してよい。

【参考①】

工程管理を重視する工事における 評価基準の設定例



たとえば、堤防の除草工事の場合堤防に草丈の高い草木が繁茂すると、草木の根により堤防が弱くなり洪水の時に堤防が決壊する恐れが出てきます。このため、河川堤防の除草工事においても例えば草刈りの時期等、工程管理を重視して、施工業者を選定する必要があります。

(1) 簡易な施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	5.0	/5.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	
工期設定の適切性	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	5.0	/5.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0	

(2) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	2.0	/2.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	/2.0
	70点以上 80点未満	1.0	
	70点未満	0.0	

(3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	2.0	/2.0
	2級土木施工管理技士	0.0	
過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	2.0	/2.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0	/2.0
	70点以上 80点未満	1.0	
	70点未満	0.0	

(4) 得点合計

得点合計	/20.0
------	-------

【参考②】

市区町村向け簡易型の評価基準の設定例



技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事においては、以下のように、簡易な施工計画の代わりに工事成績や過去の同種工事の施工実績等を評価項目とすることが考えられます。

(1) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	/1.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	80点以上	5.0	/5.0
	70点以上 80点未満	2.5	
	70点未満	0.0	

(2) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	/1.0
	2級土木施工管理技士	0.0	
過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	1.0	/1.0
	類似工事の実績あり	0.0	

(3) 地理的条件について

評価項目	評価基準	配点	得点
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇県内に本店、支店又は営業所あり	1.0	/1.0
	〇〇県内に拠点なし	0.0	
過去15年間の近隣地域での施工経験の有無	施工実績あり	1.0	/1.0
	施工実績なし	0.0	

(4) 得点合計

得点合計	/10.0
------	-------

2. 評価方法の決定



価格と品質を総合的に評価する方法は？



「加算方式」と「除算方式」の2つの評価方法があります。なお評価方法の違いにより落札者の決定が異なる可能性もありますので注意して下さい。(⇒P.37)

落札者決定のポイントは、評価値です。

総合評価方式は、価格と価格以外の要素を含めて総合的に評価します。そのときに、価格以外の要素を評価基準に沿って点数化し、それに価格を加味して評価値を出します。その評価値が大きなポイントとなるのです。

加算方式における評価値は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であるといえ、工事品質の確保を図る簡易型への適用が考えられます。

除算方式における評価値は、VFM (Value for Money、単位価格あたりの価値) の考え方によるものであり、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る標準型及び高度技術提案型への適用が考えられます。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられ、極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用拡大を図ることが望ましいと考えられます。

加算方式

入札価格を一定のルールにより、点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算出します。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点に対する技術評価点の割合は工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて適切に設定します。

● 価格評価点の算出方法の例

・ $A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して高くなることから低価格入札を助長する恐れがあります。例えば、次式のように入札価格が調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる等の方法も考えられます。

・ $A \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \alpha \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$ ($\alpha < 1$ とする。)

除算方式

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」（標準点＋加算点）を入札価格で除して、評価値を算出する方法です。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

標準点は100点（競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に付与する）とし、技術提案に応じた加算点は次の表を標準とします。

また加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大し設定することを推奨します。

総合評価方式	加算点	
	一般的な場合	施工体制を評価する場合※
簡易型	10～30点	10～50点
標準型	10～50点	10～70点
高度技術提案型	50点～	—

※ 技術評価点に「施工体制評価点」30点を追加設定する。

3.公告等の実施



公告や入札説明書には何を
書けば良いの？



工事の内容や仕様、場所、入札方法、さらに
技術提案等の提出を求める技術資料の内容
などです。

入札説明書に必要な要素としては、基本的なものとして次のようなものがあげられます。

- | | | |
|-------------------------------|----------------------|---|
| ① 公告日 | ⑫ 入札および開札の日時・場
所等 | ⑫④ 火災保険付保の要否 |
| ② 契約担当官名 | ⑬ 入札方法等 | ⑫⑤ 当該工事に直接関連する
他の工事の請負契約を当
該工事の請負契約の相手
方との随意契約により締
結する予定の有無 |
| ③ 工事概要 | ⑭ 入札保証金および契約保
証金 | ⑫⑥ 苦情申し立て |
| ④ 競争参加資格(総合評価適
用の旨) | ⑮ 工事費内訳書の提出 | ⑫⑦ 関連情報を入手するため
の照会窓口 |
| ⑤ 総合評価に関する事項 | ⑮⑥ 開札 | ⑫⑧ 提案値の変更に関する事項
などが挙げられます。 |
| ⑥ 設計業務の受託者名等 | ⑮⑦ 入札の無効条件 | |
| ⑦ 担当部局名 | ⑮⑧ 落札者の決定方法 | |
| ⑧ 競争参加資格の確認方法等 | ⑮⑨ 配置予定監理技術者の確認 | |
| ⑨ 予定価格算定時における施
工計画の活用方法 | ⑮⑩ 別に配置を求める技術者 | |
| ⑩ 競争参加資格がないと認
めた者に対する理由の説明 | ⑮⑪ 手続きにおける交渉の有無 | |
| ⑪ 入札説明書に関する質問 | ⑮⑫ 契約書作成の要否等 | |
| | ⑮⑬ 支払い条件 | |

具体例はP42～を参照



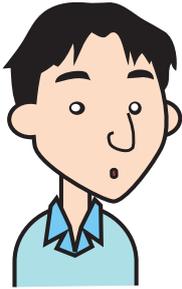
工事の規模や難易度によってこれらの要素から必要な項目を記載しておく
必要がありますし、状況によってこの他に技術資料の提出様式等を記載し
ておく場合もあります。また、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの
的確な技術資料の提出を促すため、入札説明書等、契約図書において施
工条件や要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上
限值)の明示の徹底を図る必要があります。

契約図書の作り方

契約図書とは、契約書、設計図書(図面、仕様書〔特記仕様書・共通仕様書〕、現場説明書および現場説明に対する質問回答書)のことを言います。特に図面、特記仕様書等については工事内容によって大きく異なるので適切に作成することが必要です。また、工事現場ではさまざまな制約条件(施工条件)があるのでこれらの条件を契約上明らかにしておくことが大切です。

このために、個々の工事施工条件について必要な事項を特記仕様書、現場説明書、図面などで明示する必要があります。

4.技術提案の審査



技術提案の審査はどうするの？



公告等を実施する前に予め設定した評価基準に基づき、審査を行います。そのため評価基準は予め数値化しておくか、順位付けができるようにしておきましょう。また評価を実施するにあたり、特に簡易型と標準型については以下の点に留意することが重要です。

● 簡易型

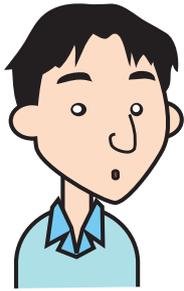
簡易型はあくまでも発注者が示す仕様の範囲内で必要となる知見や配慮を求めるべきであり、その品質を上回る提案は必要範囲を超えるものとして評価しないよう留意するとともに、品質をより高めることを期待する場合には標準型を適用する必要があります。これにより発注者及び競争参加者ともに負担の軽減にも繋がります。

また簡易型の評価方法として、発注者があらかじめ設定したキーワードまたは競争参加者の技術提案内容を整理したキーワードに対し、簡易な施工計画への的確な記述状況等を評価する方法を多く採用しています。この場合、競争参加者の当該工事に対する理解力、履行能力を評価する観点から適切なキーワードを設定し、評価することが重要です。

● 標準型

標準型の評価方法としては、技術提案による公共工事の品質向上の程度を評価するべきです。したがって、安易にキーワードの数により評価するのではなく、キーワードに係る記述から技術提案による品質への効果を評価するよう留意する必要があります。そのため、発注者は評価を行うにあたり、標準案による品質を十分に把握しておくことが重要です。

また施工計画の評価では、技術提案に関して施工計画で示されることとなる提案根拠、安全性、確実性、品質向上への取り組み等を評価することが重要です。



技術者や企業の施工実績等はどうやって調べるんですか？



既にデータベース化されている情報がありますので、活用して下さい。

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定点などに関するデータが必要になります。国土交通省では、約10万社が施工をした130万件程度の工事实績データのデータベースを活用しています。具体的には、財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システムを活用することで、審査や評価の効率化を図ることになります。

さらに、工事实績の他に、現在、工事成績データベースの利用ができるように準備が進められています。これらの情報を活用することで、工事成績等の審査も可能になります。



工事实績のデータベースは、この「CORINS」にアップされています。
<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index.html>



5.総合評価による落札者の決定



総合評価はどのようにするの？



加算方式または除算方式により評価値を求め、総合評価による判定をします。なお、評価方法によりこのように評価が変わり、落札者も変わりますので注意して下さい。

加算方式

■評価値＝技術評価点＋価格評価点

- ・技術評価点：30点満点
- ・価格評価点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

予定価格 100,000 千円

〔入札結果〕

	A社	B社	C社
技術評価点	20.0	3.0	10.0
入札価格	90,000	75,000	85,000
価格評価点	10.0	25.0	15.0
評価値	30.0	28.0	25.0
順位	1	2	3
落札者	○		

除算方式

■評価値＝技術評価点／入札価格＝(標準点＋加算点)／入札価格

- ・標準点：100点
- ・加算点：30点満点

予定価格 100,000 千円

〔入札結果〕

	A社	B社	C社
加算点	20.0	3.0	10.0
技術評価点	120.0	103.0	110.0
入札価格	90,000	75,000	85,000
評価値	0.00133	0.00137	0.00129
順位	2	1	3
落札者		○	

6.落札者の決定後の対応



落札者決定または契約の後にすべきことは何がありますか？



総合評価方式を適用して落札者を決定した後に発注者がしなくてはならないことには、次の3つのことが挙げられます。

- ①評価結果の公表
- ②入札および契約の過程に関する苦情処理
- ③工事の監督・検査

①の評価結果の公表では、入札調書を公表します。内容は1:業者名 2:各業者の入札価格 3:各業者の技術評価点 4:各業者の評価値で、これに予定価格、調査基準価格、件名、入札日時、所轄部署等のデータを記載して公正な入札であったことを明確にする必要があります。

②の入札および契約の過程に関する苦情処理は、非落札者等から苦情が出された場合にこれを受け付け、適切な説明を行うことが必要です。このためにも入札説明書等で評価項目、評価基準を明示しておくことが必要になるのです。説明によってもさらに不服を訴えられた場合は学識経験者等からなる「入札監査委員会」など第三者機関を活用して中立・公正な処理ができる仕組みを作っておくことも大切です。

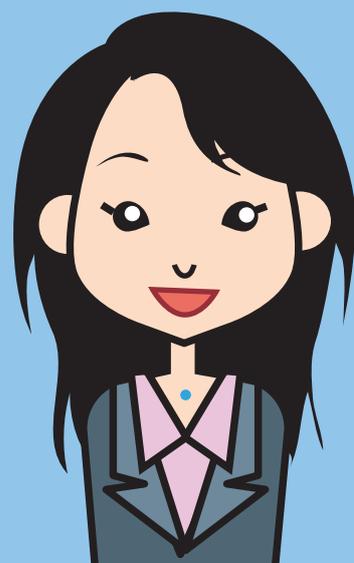
③の工事の監督・検査は完成時ばかりでなく、工程での進行状況や周辺住民からのクレーム発生の有無など、適宜監視してチェックすることも含まれます。技術提案内容の履行に対する検証方法も、受注者と疑義が生じないよう契約時に事前に提示しておくといよいでしょう。

ペナルティの設定は？

契約通りに工事が履行されたかどうか検証した結果、瑕疵などがあった場合には受注者にペナルティを課すこととなりますが、このペナルティも契約時に内容と水準を示しておく必要があります。この時、あまり過度な責任を求めることは積極的な技術提案をさまたげる可能性があるため、公正な水準にしておくべきでしょう。

ペナルティとしては工事成績の減点（次回入札に影響する）が一般的で、その他には、再施工、瑕疵の修補、契約不履行の違約金請求などが考えられます。

「簡易型」の具体例





それでは具体的な例を見てみましょう。発注者として技術提案にあたって何を決め、どのような項目を書けばいいのか、参考にしてみてください。

道路の舗装工事の例



① 工事の条件

(a) 工事概要

本工事は、飲食店も混在するオフィス街を通る4車線県道〇号△△町□□地先において、わだち掘れ等の路面性状が悪化したため、延長1,000m、面積15,000m²の切削オーバーレイを夜間作業にて実施するものであり、工事概要等は次のとおりである。

施工箇所：県道〇号 △△町□□地先

工 期：契約翌日から〇〇日間

工事概要：・路面切削工 A=14,800m²
 ・オーバーレイ工 A=15,000m²
 ・区画線工 L=6,000m

予定価格：¥120,000,000

入札方式：一般競争入札方式

(b) 施工上の技術的課題の有無

本工事では、飲食店も混在するオフィス街を通る県道で行われるため夜間作業となるが、飲食店の営業時間等を考慮した施工が課題として抽出されることから、施工上配慮すべき事項を広く求め、評価することとする。

② 評価方法の設定

(a) 評価項目と加算点

評価項目		配点
簡易な施工計画	工期設定の適切性	5.0
	施工上配慮すべき事項の適切性	5.0
企業の施工能力	過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無	2.0
	過去2年間の工事成績評定点の平均点	2.0
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	2.0
	過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	2.0
	過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	2.0
合計		20.0

(b) 評価方法

加算方式とし、「価格評価点」と価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算定する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

- ・価格評価点 100点
- ・技術評価点 20点((a)の配点の合計)

価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 入札説明書例

入 札 説 明 書

〇〇県の〇〇〇〇〇〇工事に係る公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

〇〇県〇〇部長 〇〇 〇〇

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

3. 工事の概要

- | | |
|---|---|
| (1) 工事名 | 県道〇号舗装修繕工事 |
| (2) 工事場所 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 |
| (3) 工事内容 | 本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地内の県道〇号(L=1,000m)の道路舗装修繕工事を行うものである。 |
| (4) 工事概算数量 | 路面切削工 A=14,800㎡
オーバーレイ工 L=15,000㎡ |
| (5) 資料 | 区画線工 L=6,000m
①別冊図面 ②別冊仕様書 |
| (6) 工期 | 契約の翌日から平成〇年〇月〇日まで |
| (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。 | |

4. 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇〇県平成〇・〇年度一般競争入札参加資格業者のうち〇〇〇〇〇〇工事〇等級に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇県知事が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 〇〇県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成〇年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種(又は類似)工事の(いずれかの)施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
同種工事:面積10,000㎡以上のオーバーレイ工事であること。
類似工事:面積5,000㎡以上のオーバーレイ工事であること。
- (6) 「工程管理に係る技術的所見」及び「施工上配慮すべき事項に係る技術的所見」の施工計画が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 主任技術者は1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - ・技術士(建設部門)又は総合技術管理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。)の資格を有する者

- ・建設業法7条第2号イ、ロで定める者。(うち、イに規定する学科は、土木工学又は都市工学に関する学科。)
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - 監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等の資格を有する者」とは次のとおりである。
 - ・技術士(建設部門)又は総合技術管理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。)の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した上記(5)に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)なお、当該工事経験の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- ④ 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 配置予定技術者は落札決定の日から7日以内に配置できること。
- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、〇〇県から指名停止を受けていないこと。
- (9) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第〇条の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- 1)親会社と子会社の関係にある場合
 - 2)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- 1)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、〇〇県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5.設計業務等の受託者等

- (1) 4.(9)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- 〇〇〇〇設計株式会社

(2) 4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6.総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算定方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

- ア 価格評価点 100点
- イ 技術評価点 20点

3) 価格点の算定方法

価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \text{ [小数点以下第2位四捨五入]}$$

(3) 技術評価の基準

技術評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

このように評価の項目や評価基準は明記しなくてはなりません。



評価項目	評価基準	評価点
〔簡易な施工計画〕		
工程管理に係わる技術的所見 (別記様式-4)	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	5.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0
施工上配慮すべき事項に係る技術的所見 (別記様式-5)	現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている	5.0
	一般的な記述にとどまっている	0.0

〔企業の施工能力〕		
過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無 (別記様式-2)	同種工事の実績あり	2.0
	類似工事の実績あり	0.0
過去2年間の工事成績 評定点の平均点	80点以上	2.0
	70点以上80点未満	1.0
	70点未満	0.0
〔配置予定技術者の能力〕		
主任(監理)技術者の保有する資格(別記様式-3)	1級土木施工管理技士または技術士	2.0
	上記以外の土木施工に係る資格	0.0
過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無 (別記様式-3)	同種工事の実績あり	2.0
	類似工事の実績あり	0.0
過去2年間の主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	80点以上	2.0
	70点以上80点未満	1.0
	70点未満	0.0

(4) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

(5) 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者を対象としたヒアリングを次の要領で行う。

① 日 時: 平成〇年〇月〇日()~平成〇年〇月〇日()まで。

② 会 場: 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇 〇〇階 〇〇会議室

③ 実施方法: ①の期間のうち、ヒアリング希望日を別紙-〇により提出すること。なお、出席者は配置予定技術者とする。また、ヒアリング日時は追って別紙-〇により通知する。

(6) (3)で求めた、施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は工事成績評定を減ずることとし、3点を減ずる。

7. 入札手続における担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇

8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、〇〇県〇〇部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。

この場合において、4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間: 電子入札システムにより提出する場合は、平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、○時〇〇分から○時〇〇分まで。

- ② 提出場所:7.に同じ。
 - ③ 提出方法:申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること(頁の例:1/〇〇~〇〇/〇〇)。電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。
- (2) 申請書は、別記様式-1により作成すること。
 - (3) 4.(5)の同種の工事の施工実績及び4.(7)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。
 - (4) 資料は、次に従い作成すること。なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式-2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式-3)の「工事の経験の概要」に記載する工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

また、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、CORINS等での記載内容で同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

同種工事の施工実績と配置予定技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

① 施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式-2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4.(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式-3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること(監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること)。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

また、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできるが、その場合各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、6.(3)中、「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の「評価点の合計値」をもって評価をするものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 配置予定の技術者のヒアリング

4.(7)に掲げる資格があることを判断するためヒアリングを実施するので必要事項を別記様式-3に記載して提出のうえ、配置予定技術者をヒアリングに出席させ4.(7)に掲げる資格があることを証明すること。

なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、6.(3)「配置予定技術者の能

力」に係る最も低い技術者の「評価点の合計値」をもって評価をするものとする。

④ 施工計画書

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる施工計画の技術的事項に対する所見を、それぞれ、別記様式-4～5に記載すること。

⑤ 契約書の写し

①、②の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録がされていることが確認できること。

(5) 競争参加資格の確認及び評価は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成〇年〇月〇日までに電子入札システムで通知する。(ただし、書面により申請した場合は、紙で通知する。)

(6) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。

(7) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 7.に同じ。

⑥ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)
- ・ Just System一太郎 (Ver10形式以下のもの)
- ・ PDFファイル

2) 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ(2つ以上のファイルは認めない。)、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は1MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成〇年〇月〇日()〇時〇〇分【※日時は電子入札システムによる締め切り日時と同一とする。】必着で郵送すること(書留郵便に限る。)。郵送の際の送付先は7.の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面(別記様式-〇)のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- ・ 郵送する旨の明示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類の頁数
- ・ 発送年月日

なお、申請書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

9.競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、〇〇県〇〇部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ① 提出期間:電子入札システムにより提出する場合は、平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。
 - ② 提出場所:7.に同じ。
 - ③ 提出方法:電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面(様式は自由)を持参することにより提出することとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。
- (2) 〇〇県〇〇部長は、説明を求められたときは平成〇年〇月〇日()までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては紙により回答する。
- (3) 〇〇県〇〇部長が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

10.現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

11.入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
- ① 提出方法:電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。
 - ② 受領期間:平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。持参による場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。
 - ③ 提出場所:7.に同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成〇年〇月〇日()に電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXする。

12.入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札の締切日時は以下の通りとする。
- 入札の締切は、平成〇年〇月〇日()〇時〇〇分
- 電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は〇〇部〇〇課に持参すること。(郵送による提出は認めない。)
- 開札は平成〇年〇月〇日()〇時〇〇分 〇〇部〇〇課にて行う。
- (2) 場 所:〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇部〇〇課
- (3) その他:紙による入札を行う場合は、〇〇県〇〇部長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

13.入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合紙により持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札

者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14.入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店○○○)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 ○○○)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1(低入札価格調査を受けた者との契約の場合は10分の3)以上とする。

15.工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにするとともに発注者名及び発注案件名及び業者名を記載すること。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)
- ・ Just System一太郎 (Ver10形式以下のもの)
- ・ PDFファイル

なお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送すること(書留郵便に限る。)。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。

- (3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第○条に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

- ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

- 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
- 3) 他の工事の内訳書である場合
- 4) 白紙である場合
- 5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより提出された場合を除く。)
- 6) 内訳書が特定できない場合
- 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

- ② 記載すべき事項が欠けている場合

- 1) 内訳の記載が全くない場合
- 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

- ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

- 1) 発注者名に誤りがある場合
- 2) 発注案件名に誤りがある場合
- 3) 提出業者名に誤りがある場合
- 4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16.開札

入札者又はその代理人は開札に立ち合わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

紙による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当該紙による入札参加者は、再度入札を辞退したものと取り扱われる。

17.入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、〇〇県〇〇部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18.配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19.契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項もこれに準じて割合を変更する。

20.支払条件

本工事の前払条件は下記の通りとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払または部分払1回（どちらか一方を選択）

21.火災保険付保の要否

要。

22.当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予

定の有無
無。

23.非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより、〇〇県〇〇部長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

24.再苦情申立て

- (1) 9.(2)の競争参加資格がないと認められた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、〇〇県〇〇部長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては〇〇県入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ・受付窓口:〇〇部〇〇課〇〇係
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇
 - ・受付時間:土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。
- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
 - ・書類等の入手先:(2)の受付窓口

25.関連情報を入手するための照会窓口

7.に同じ。

26.その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された施工実績が〇〇県における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を当該者の実績として認めない。(当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。)
- (5) 落札者は、8(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (6) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (8) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。



こちらは提出資料の様式例です。企業はこの様式に従って資料を作成することになります。

(別記様式-1)

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

〇〇県〇〇部長 〇〇 〇〇 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

平成〇年〇月〇日付けで公告のありました県道〇号舗装修繕工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書記8.(4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書記8.(4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4 入札説明書記8.(4)④に定める技術的事項に対する技術的所見を記載した書面(施工計画書)
- 5 入札説明書記8.(4)⑤に定める契約書の写し。ただし、(財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」に登録されている場合は不要。

※問い合わせ先

担当者: 〇〇 〇
部 署: 〇〇〇本店〇〇部〇〇課
電話番号: (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内)〇〇〇〇]
FAX番号: 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E-MAIL: 〇〇〇〇〇〇.jp

注)なお、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(430円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

(別記様式-2)

(用紙A4)

同種の工事の施工実績

(工事名：○○○○○工事)

会社名：○○○○

同種工事の条件		平成○年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事のいずれかの施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。 同種工事:面積10,000㎡以上のオーバーレイ工事であること。 類似工事:面積5,000㎡以上のオーバーレイ工事であること。
工事名称等	工事名等	県道○号舗装修繕工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	○○県
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)
工事内容	同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・路面切削工 A=○○,○○○㎡ ・オーバーレイ工 L=○○,○○○㎡ ・区画線工 L=○,○○○m

注)同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注)同種工事の施工実績が○○県の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注)記載欄の明示は記入例である。

(別記様式-3)

(用紙A4)

主任(監理)技術者等の資格・工事経験

(工事名：○○○○○工事)

会社名：○○○○

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者 ○○ ○○
最終学歴		○○大学 土木工学科 ○○年卒業
法令による資格・免許		1級土木施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年、有効期限、登録番号及び登録会社) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)
工事経験の条件		1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事のいずれかの施工経験を有すること。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。 同種工事:面積10,000㎡以上のオーバーレイ工事であること。 類似工事:面積5,000㎡以上のオーバーレイ工事であること。
工事 経験 の 概 要	工事名称	県道○号舗装修繕工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	○○県
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日
	受注形態等	単体 / ○○・○○JV
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・工事主任等
	工事内容	同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。 ・路面切削工 A=○○,○○○㎡ ・オーバーレイ工 L=○○,○○○㎡ ・区画線工 L=○,○○○m
申請時における他工事の従事状況等	工事名称	△△△△△工事
	発注機関名	△△県
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・工事主任等
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無

注)申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。(従事している工事の従事役職はすべて記入すること。)

注)複数出す場合は、複数枚となっても良い。

注)主任(監理)技術者の経験等については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分))の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。主任(監理)技術者の経験等について、○○県の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注)記載欄の明示は記入例である。

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名:○○○○○工事

会社名:○○○○

■施工上配慮すべき 事項	
項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
配慮事項の設定理由	
○○対策について	
備考	

注1)必要に応じ説明図表を添付すること。

注2)資料の枚数は、図面を含め、A4版2枚程度とすること。

注3)施工計画の記載にあたっては、「必要に応じて…」「状況に応じて…」などの曖昧な表現は避けること。

④ 施工計画（別記様式-4,5）の提出及び評価例（A建設）

工 程 表							
工事名：県道〇号舗装修繕工事 会社名：A建設（株）							
項 目	単 位	数 量	4 月		7 月		備 考
			10	20	10	20	
準備工 準備・後片付け	式	1	—	—	—	—	交通規制期間の短縮を 図るため、周辺環境への 影響が考慮されており、 集中工事とした工期短 縮策が的確である。
路面切削工	m ²	14,800	—	—	—	—	
オーバーレイ工	m ²	15,000	—	—	—	—	
区画線工	m	6,000	—	—	—	—	
■ 工程管理に係わる技術的所見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工場所は、飲食店も混在するオフィス街であり昼間は交通量も多いことから夜間作業であり、作業時間も制約されることから、2パーテーター（切削機を2台）に分けて集中的に短時間の施工を行うものとする。 ・ 路盤状況の確認を行い、必要に応じて路盤の改良を行う。 ・ 舗装版撤去工の着手前に道路使用手続きを行う。 							

事前説明対策や周知活動等を考慮した準備期間を設定しており、的確である。

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名：県道〇号舗装修繕工事

会社名：A 建設（株）

施工箇所及び交通状況等を把握した上での確かな配慮事項を設定している。

■施工上配慮すべき事項	交通規制に伴う渋滞対策について
項目	具体的な施工計画
配慮事項の設定理由	<p>当工事は、飲食店も混在するオフィス街を通る県道で行われるため、昼間の渋滞対策が課題となっていることから、交通規制に伴う渋滞対策を講じる必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記に示す項目を配慮事項とする。</p>
<p>交通規制に伴う渋滞対策について</p> <p>工事を円滑に遂行するため、広報活動の充実化が考慮されており、事前説明対策が的確である。</p> <p>工事期間中の交通の円滑化を図るため、安全性の向上が考慮されており、交通誘導対策が的確である。</p> <p>交通規制期間の短縮を図るため、周辺環境への影響が考慮されており、集中工事とした工期短縮策が的確である。</p>	<p>➤ 広域的な広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 交通規制期間における車利用の自粛を呼びかける広報として、交通規制開始前までに周辺の飲食店やオフィス等にチラシ等の配布を行う。 <p>➤ 交通規制期間における誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 交通規制期間における交通の円滑化を図るため、交通整理員を配置するとともに、迂回路の表示盤の設置等については夜間における視認性の向上に配慮し、内照型を使用する。 ▪ 1車線規制への誘導区間手前50m、100m、200mに内照型の規制看板を設置する。 ▪ また違法駐車等による更なる渋滞を発生させる可能性があるため、規制期間内には巡回して違法駐車等に対する注意等を行う。 <p>交通規制期間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 交通規制を行う時間帯は日中の商用車等の交通量の多い時間帯や飲食店の営業時間帯を避けた夜間に実施するものであるが、一日あたりの施工延長を延ばすために2パーティー（切削機を2台）にて短時間に集中して施工を実施する。
備考	<p>➤ 別途本工事における工程表を添付する。</p>

違法駐車による渋滞発生も予想される。その懸念事項に対する配慮がされており、渋滞対策が的確である。

⑤ 施工計画（別記様式-4,5）の提出及び評価例（B建設）

工 程 表											
工事名：県道〇号舗装修繕工事 会社名：B建設（株）											
項 目	単 位	数 量	4 月		5 月		6 月		7 月		備 考
			10	20	10	20	10	20	10	20	
準備工 準備・後片付け	式	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
路面切削工	m ²	14,800	—	—	—	—	—	—	—	—	
オーバーレイ工	m ²	15,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
区画線工	m	6,000	—	—	—	—	—	—	—	—	

資材調達や道路使用手続等において、どのように工夫し準備工を短縮できたのか不明である。

超低振動・低騒音型の施工機械等の使用による、施工速度（班体制）を重視した工期短縮が考えられ、的確な工程と云えない。

■ 工程管理に係わる技術的所見

- ・ 振動・騒音を考慮して1パーティーによる施工とする。
- ・ 路盤状況の確認を行い、必要に応じて路盤の改良を行う。
- ・ 舗装版撤去工の着手前に道路使用手続きを行う。

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名：県道〇号舗装修繕工事

会社名：B 建設

■施工上配慮すべき事項	交通規制に伴う渋滞対策について
項目	具体的な施工計画
配慮事項の設定理由	<p>当工事は、交通規制を伴う現道工事であるため、規制に伴う渋滞対策を講じる必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記に示す項目を配慮事項とする。</p>
交通規制に伴う渋滞対策について	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 広域的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制期間における車利用の自粛を呼びかける。 ▶ 交通規制期間における誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制期間における交通の円滑化を図るため、交通整理員を配置し迂回路の表示盤を設置する。 ・ 1車線規制への誘導区間手前 50m、100m、200m に規制看板を設置する。 ▶ 交通規制期間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備工を短縮した計画とし、振動・騒音を考慮し1パーティーとする。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 別途本工事における工程表を添付する。

施工箇所及び交通状況等を確認しておらず、配慮事項の設定理由としての確性が欠けている。

工事を円滑に遂行するための広報活動に具体性がなく、交通量軽減の効果が不明である。

夜間時の視認性が懸念され交通誘導に問題が生じる可能性があるが、安全性の配慮が不足している。

日中の商用車等の交通量の多い時間帯や夜間の飲食店の営業時間帯等に配慮した交通規制がなされていない。

交通規制を行う時間帯における誘導の具体的記述が欠けている。

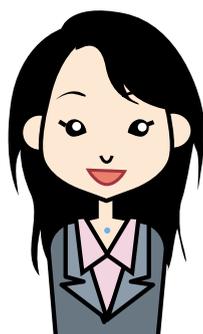
振動・騒音対策としては、超低振動・低騒音型の施工機械の採用により解決できることから、施工速度を重視すべきである。

⑥ 評価結果例

事務所名：〇〇土木事務所
 工事件名：県道〇号舗装修繕工事
 施工場所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
 予定価格：¥120,000,000
 調査基準価格：¥84,000,000

業者名	等級	順位	施工計画				企業の施工実績		技術者の能力			手持ち工事	技術者の能力	技術評価点 (a)	入札価格 (千円)	価格評価点 (b)	評価値 (a+b)	順位	落札
			実施手順	工期設定	品質管理方法	施工上配慮すべき事項への対応	同種類似工事	工事成績平均	同種類似工事	工事成績平均	保有資格								
A建設	C	25		集中工事による工期短縮	5.0			2.0	1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	18.0	110,000	8.3	26.3	1	〇
B建設	C	51		準備工期短縮の根拠不明	0.0			0.0	2.0	0.0	2.0	2.0	6.0	105,000	12.5	18.5	3		
〇〇建設工業	C	22		適切だが、特別の工夫なし	0.0			2.0	2.0	0.0	1.0	2.0	12.0	115,000	4.2	16.2	4		
△△組	C	78		適切だが、特別の工夫なし	0.0			2.0	1.0	0.0	1.0	0.0	4.0	98,000	18.3	22.3	2		
×××建設	C	46		集中工事による工期短縮	5.0			2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	15.0	125,000	-	-	-		
☆☆工業	C	101		適切だが、特別の工夫なし	0.0			0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	4.0	108,000	10.0	14.0	5		

網掛け：本工事の評価対象外項目



市区町村向け簡易型を適用する場合の例を、以下に示します。

維持補修工事の例

① 工事の条件



(a) 工事概要

本工事は、市道○号 (L=○km) における巡回業務、維持作業、舗装補修及び道路付属物補修等を施工するものであり、また、路面陥没や異常気象時などで迅速な応急処理を実施する工事である。

施工箇所：市道○号 △△町□□地先

工 期：契約翌日から○○ヶ月

工事概要：・巡回業務	1 式
・切削オーバーレイ	A=2,000㎡
・パッチング	W=50 t
・道路付属物補修	1 式
・応急処理（緊急時の応急作業等）	1 式

予定価格：¥35,000,000

入札方式：一般競争入札方式

(b) 施工上の技術的課題の有無

技術的な工夫の余地が小さく、小規模工事であることから、市区町村向け簡易型を適用する。なお、緊急時の応急作業が必要な工事であるため、地理的条件を評価することとする。

②評価方法の設定

(a) 評価項目と加算点

評価項目		配点
企業の施工能力	過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無	1.0
	過去2年間の工事成績評定点の平均点	5.0
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1.0
	過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	1.0
地理的条件	地域内における本支店、営業所の所在地の有無	1.0
	過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	1.0
合 計		10.0

(b) 評価方法

加算方式とし、「価格評価点」と価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算定する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

- ・価格評価点 100点
- ・技術評価点 10点((a)の配点の合計)

価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 入札説明書例

入 札 説 明 書

〇〇市の〇〇〇〇〇〇工事に係る公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

〇〇市長 〇〇 〇〇
〇〇市〇〇 〇-〇

3. 工事の概要

- | | | |
|---|---|----------|
| (1) 工事名 | 市道〇号維持補修工事 | |
| (2) 工事場所 | 〇〇市〇〇町〇〇 | |
| (3) 工事内容 | 本工事は、市道〇号(L=〇km)における巡回業務、維持作業、舗装補修及び道路付属物補修等を施工するものであり、また、路面陥没や異常気象時などで迅速な応急処理を実施する工事である。 | |
| (4) 工事概算数量 | 巡回業務 | 1式 |
| | 切削オーバーレイ | A=2,000㎡ |
| | パッチング | W=50t |
| | 道路付属物補修 | 1式 |
| | 応急処理(緊急時の応急作業等) | 1式 |
| (5) 資料 | ①別冊図面 ②別冊仕様書 | |
| (6) 工期 | 契約の翌日から平成〇年〇月〇日まで | |
| (7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。 | | |

4. 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇〇市平成〇・〇年度一般競争入札参加資格業者のうち〇〇〇〇〇〇工事〇等級に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇市長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 〇〇県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成〇年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種(又は類似)工事の(いずれかの)施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
同種工事:2車線以上の一般道路の交通規制を伴う道路維持補修工事で、切削オーバーレイの施工面積1,500㎡以上であること。
類似工事:2車線以上の一般道路の交通規制を伴う道路維持補修工事で、切削オーバーレイの施工面積1,000㎡以上であること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 主任技術者は1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
 - ・ 技術士(建設部門)又は総合技術管理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。)の資格を有する者
 - ・ 建設業法7条第2号イ、ロで定める者。(うち、イに規定する学科は、土木工学又は都市工学に関する学科。)
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等の資格を有する者」とは次のとおりである。
 - ・ 技術士(建設部門)又は総合技術管理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。)の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)なお、当該工事経験の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
 - ④ 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことある。
 - ⑤ 配置予定技術者は落札決定の日から7日以内に配置できること。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、〇〇市から指名停止を受けていないこと。
- (8) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第〇条の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

 - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

 - 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、〇〇市発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5.設計業務等の受託者等

- (1) 4.(8)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 ○○○○設計株式会社
- (2) 4.(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6.総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算定方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

- ア 価格評価点 100点
- イ 技術評価点 10点

3) 価格点の算定方法

価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \text{〔小数点以下第2位四捨五入〕}$$

(3) 技術評価の基準

技術評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

このように評価の項目や評価基準は明記しなくてはなりません。



評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		
過去15年間の同種・類似工事の施工実績の有無 (別記様式-2)	同種工事の実績あり	1.0
	類似工事の実績あり	0.0
過去2年間の工事成績 評定点の平均点	80点以上	5.0
	70点以上80点未満	2.5
	70点未満	0.0

〔配置予定技術者の能力〕		
主任（監理）技術者の保有する資格（別記様式-3）	1級土木施工管理技士または技術士	1.0
	上記以外の土木施工に係る資格	0.0
過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無（別記様式-3）	同種工事の実績あり	1.0
	類似工事の実績あり	0.0
〔地理的条件〕		
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇市内に本店、支店又は営業所あり	1.0
	〇〇市内に拠点なし	0.0
過去15年間の近隣地域での施工経験の有無（別記様式-4）	施工実績あり	1.0
	施工実績なし	0.0

(4) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

7.入札手続における担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
 〇〇部〇〇課〇〇係 〇〇 〇〇
 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇

8.競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、〇〇市長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間:電子入札システムにより提出する場合は、平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。

② 提出場所:7.に同じ。

③ 提出方法:申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること(頁の例:1/〇〇 ~〇〇/〇〇)。電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、別記様式-1により作成すること。

(3) 4.(5)の同種の工事の施工実績及び4.(6)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

- (4) 資料は、次に従い作成すること。なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式-2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式-3)の「工事の経験の概要」に記載する工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

また、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、CORINS等での記載内容で同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

同種工事の施工実績と配置予定技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

① 施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式-2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式-3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること(監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。)。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

また、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできるが、その場合各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、6.(3)中、「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の「評価点の合計値」をもって評価をするものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書の写し

①、②の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録がされていることが確認できること。

- (5) 競争参加資格の確認及び評価は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成〇年〇月〇日までに電子入札システムで通知する。(ただし、書面により申請した場合は、紙で通知する。)

- (6) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。

- (7) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 7.に同じ。

⑥ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)

- ・ Just System一太郎（Ver10形式以下のもの）
 - ・ PDFファイル
- 2) 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。）、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は1MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成〇年〇月〇日（ ）〇時〇〇分【※日時は電子入札システムによる締め切り日時と同一とする。】必着で郵送すること（書留郵便に限る。）。郵送の際の送付先は7.の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式-〇）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- ・ 郵送する旨の明示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類の頁数
- ・ 発送年月日

なお、申請書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

9.競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、〇〇市長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求められることができる。
- ① 提出期間:電子入札システムにより提出する場合は、平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。
 - ② 提出場所:7.に同じ。
 - ③ 提出方法:電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参することにより提出することとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (2) 〇〇市長は、説明を求められたときは平成〇年〇月〇日（ ）までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては紙により回答する。
- (3) 〇〇市長が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

10.現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

11.入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
- ① 提出方法:電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。
 - ② 受領期間:平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）までの〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。持参による場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。

- ③ 提出場所:7.に同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成〇年〇月〇日()に電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXする。

12.入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札の締切日時は以下の通りとする。
入札の締切は、平成〇年〇月〇日()〇時〇〇分
電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は〇〇部〇〇課に持参すること。
(郵送による提出は認めない。)
開札は平成〇年〇月〇日()〇時〇〇分 〇〇部〇〇課にて行う。
- (2) 場所:〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇部〇〇課
- (3) その他:紙による入札を行う場合は、〇〇市長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

13.入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合紙により持参すること。
郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14.入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 〇〇〇)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 〇〇〇)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 〇〇)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1(低入札価格調査を受けた者との契約の場合は10分の3)以上とする。

15.工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにするとともに発注者名及び発注案件名及び業者名を記載すること。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。
- ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
 - ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)

- ・ Just System一太郎（Ver10形式以下のもの）
- ・ PDFファイル

なお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送すること（書留郵便に限る。）。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第〇条に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
 - 3) 他の工事の内訳書である場合
 - 4) 白紙である場合
 - 5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより提出された場合を除く。）
 - 6) 内訳書が特定できない場合
 - 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - 1) 内訳の記載が全くない場合
 - 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - 1) 発注者名に誤りがある場合
 - 2) 発注案件名に誤りがある場合
 - 3) 提出業者名に誤りがある場合
 - 4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16.開札

入札者又はその代理人は開札に立ち合わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

紙による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当該紙による入札参加者は、再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

17.入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、〇〇市長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18.配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(6)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19.契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項もこれに準じて割合を変更する。

20.支払条件

本工事の前払条件は下記の通りとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払または部分払1回(どちらか一方を選択)

21.火災保険付保の要否

○。

22.当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

23.非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより、〇〇市長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

24.再苦情申立て

- (1) 9.(2)の競争参加資格がないと認められた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、〇〇市長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては〇〇市入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ・受付窓口:〇〇部〇〇課〇〇係
 - 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
 - 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇
 - ・受付時間 :土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の〇時〇〇分から〇時〇〇分まで。

- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
・書類等の入手先:(2)の受付窓口

25.関連情報を入手するための照会窓口

7.に同じ。

26.その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 落札者は、8(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

このようにして、技術提案の提出要請にあたって書類を作っていきます。





こちらは提出資料の様式例です。企業はこの様式に従って資料を作成することになります。
(別記様式～1～3については、P.52～54を参照してください。)

(別記様式-4)

(用紙A4)

近隣地域内の施工実績

(工事名：○○○○○工事)

会社名:○○○○

近隣地域内工事の条件		平成○年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した○○市内における一般土木工事で、受注金額が○百万円以上の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
工事名称等	工事名等	市道○○号維持補修工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	○○市
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV(出資比率○○%)
工事内容	近隣地域内工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。	

注) 近隣地域内工事の施工実績については、記載する工事のCORINS(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分))の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注) 近隣地域内工事の施工実績について、平成○年○月○日以降に完成した○○市の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

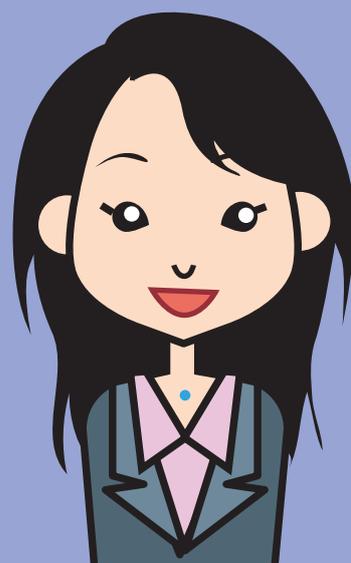
⑥評価結果例

事務所名：〇〇市〇〇部〇〇課
 工事件名：市道〇号維持補修工事
 施工場所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
 予定価格：¥35,000,000
 調査基準価格：¥24,500,000

業者名	等級	順位	施工計画				企業の施工実績		技術者の能力			地理的条件		技術者の能力 理解度・取組 姿勢	技術 評価点 (a)	入札 価格 (千円)	価格 評価点 (b)	評価値 (a+b)	順位	落札
			実施手順	工期設定	品質管理方法	施工上配慮 すべき事項への 対応	同種 類似 工事	工事 成績 平均	イメージ アップ 表彰	同種 類似 工事	工事 成績 平均	保有 資格	本支 店所 在地							
C建設	C	18					1.0	5.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	10.0	32,500	7.1	17.1	1	○
D建設	C	27					1.0	2.5	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.5	32,000	8.6	14.1	3	
□□建設	C	11					0.0	2.5	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.5	33,000	5.7	11.2	5	
〇〇工業	C	35					1.0	2.5	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	6.5	34,000	2.9	9.4	6	
△△建設	C	31					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	2.0	31,000	11.4	13.4	4	
××建設	C	23					0.0	5.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	7.0	32,000	8.6	15.6	2	
◇◇興業	C	25					1.0	5.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	9.0	36,000	—	—		

網掛け：本工事の評価対象外項目

学識経験者の 意見聴取の 具体例





「総合評価を行おうとする時」「落札者決定基準を定めようとする時」の2段階について学識経験者に意見を聴く場合の文書の例を以下に示します。

平成 ○年○月○日

○○○大学 ○○○ 様

○○○○○○

総合評価落札方式による発注について

このことについて、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び土木部建設工事総合評価落札方式試行要領の規定に基づき、下記の工事への総合評価落札方式の適用及び落札者決定基準について意見を求めます。

記

- 1 工事名：一般県道 ○○○ 道路整備工事 ○○○○○○○○○○その1

添付書類 評価調書（様式第1号）
価格以外の評価点の算定方法（個別工事）（様式第2号）
工事概要、位置図、平面図、構造図 等

○○○ ○○○担当
○○○、○○○
TEL○○○-○○○-○○○
E-Mail ○○○

(様式第2号)

価格以外の評価点の算定方法（個別工事）

- 1 価格以外の評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

【Aタイプ】（県内業者対象）

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 過去2年間の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。 評価の対象とする工事は、入札日の属する年度の前々年度の4月1日から前年度の3月31日までに竣工した〇〇〇発注の土木一式工事とする。	1.5点	75点以上	1.5点
		70点以上75点未満	1.0点
		65点を超え70点未満	0.5点
		65点以下	0点
イ 企業の施行実績 同種・類似工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
ウ 配置予定技術者の施工経験 同種・類似工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人（国家資格等を有する物に限る。）として施工した経験により評価する。	0.5点	経験有り	0.5点
		経験無し	0点
エ 技術者数 入札日現在における、国家資格等を有する者の雇用人数により評価する。	0.5点	5人以上	0.5点
		4人以下	0点
オ 優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の栃木県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無より評価する。	1.0点	知事表彰有り	1.0点
		所長等表彰有り	0.5点
		無し	0点
カ ISOの認証取得 入札日現在有効な、ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	1.0点	ISO9001及びISO14001の両方を取得	1.0点
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0.5点
		無し	0点
キ 建設業労働災害防止協会への加入	0.5点	加入有り	0.5点

入札日現在における、建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。		加入無し	0点
ク 災害時等への地域貢献 入札日現在において、県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務実施に関する覚書の締結の有無で評価する。	0.5点	有り	0.5点
		無し	0点
ケ 地域内拠点の有無 工事箇所と本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	0.5点	〇〇町内	0.5点
		その他の地域	0点
コ 地域活動の実績 入札日現在におけるボランティア活動への登録の有無で評価する。	0.5点	登録有り	0.5点
		登録無し	0点
サ 施工計画の評価 ・地形、地質、気象条件、交通状況及び周辺施設等の現場状況についての把握度を評価 ・現場環境条件及び工事内容から留意すべき事項の的確性について評価 ・留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	3.0点	優	3.0点
		良	2.0点
		可	1.0点
		不可	0点

2 価格以外の評価項目における同種・類似工事は、次の条件に該当する工事とする。

〇〇〇において平成7年度以降に完成引き渡し完了した、国、県、(旧)日本道路公団発注の設計荷重TL-20又はB活荷重以上、かつ2車線以上の現場鉄筋コンクリート構造の道路橋下部工工事

3 価格以外の評価項目における「国家資格等」とは、次の資格等である。

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士
- ウ 技術士(第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る))
- エ これらと同等以上の資格を有する者とする国土交通大臣の認定



落札者を決定する場合には、このような書面を送り、学職経験者の方から意見を聴きます。

平成 ○年○月○日

○○○大学 ○○ ○○ 様

○○○○○

総合評価落札方式による落札者の決定について

このことについて、地方自治法施行令第167条10の2第4項及び建設工事総合評価落札方式適用試行要領の規定に基づき、下記の工事に係る落札者の決定について意見を求めます。

記

1 工事名 一般県道○○○道路整備工事○○○○その1

2 工事概要 延長 46.6m
逆T式橋台 2基
管理用道路取付工 1式

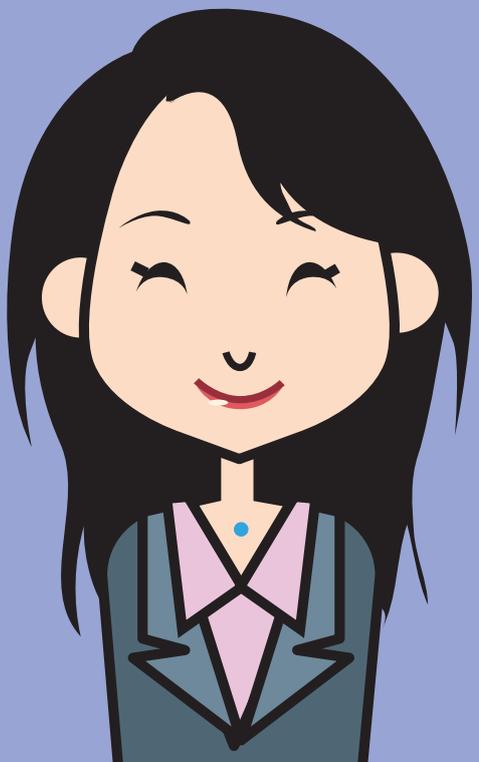
添付書類 評価調書（様式第1-1号）

価格以外の評価点の算出方法（個別工事）（様式第1-2号）

「標準型」

「高度技術提案型」の

評価項目・評価基準



「標準型」では、競争参加者に以下の項目について施工上の工夫等の技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行います。

「高度技術提案型」では、競争参加者に以下の項目について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行います。

- 施工計画
 - ・技術提案に係る具体的な施工計画
- 技術提案(定量的及び定性的な評価項目)
 - ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
 - ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
 - ・社会的要請への対応に関する技術提案

これらの施工計画と技術提案とともに、工事全般にわたる施工を確実に担保するため、簡易型において評価対象とする企業の施工実績や配置予定技術者の能力等の「企業の技術力」に係る評価項目を併せて評価することも考えられます。

技術提案については、定量的な評価項目だけでは提案に対する多面的評価が困難となる恐れがあるため、定性的な評価項目を併せて設定することを基本とします。

「標準型」、「高度技術提案型」についての評価項目、評価基準の設定に当たっては、発注者側で捉えきれていない新しい技術の提案を促すためにも、発注者は民間の技術提案が提案者の知的財産であることを留意して、提案内容が他者に知られないようにするなど取り扱いに注意を払う必要があります。

●施工計画について

施工計画を提出してもらう際の評価項目と評価基準の例としては、下記の表のようなものがあります。

評価項目	評価基準
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	現地の環境条件(地形・地質、環境、地域特性等)を踏まえて特に考慮すべき事項が適切に記述されている
	一般的な記述にとどまっている

●技術提案について

① 総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

総合的なコストの縮減に対する技術提案を求める場合の工事条件の例として、例えば

- ・ 供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
- ・ 施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
- ・ 長寿命化が求められる橋梁等構造物の建設工事 等

が考えられます。

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容 ・ ライフサイクルコスト ・ その他（補償費等）	<p>ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） ・ コストとして評価（※1） <p>発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） <p>（ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の維持管理費 ・ 非常用自家発電機の燃料消費率 ・ 変圧器の変換損失値 ・ 建築物の保全費用 等 <p>（その他コストに関する具体的な評価項目例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補償費の生じる期間の短縮日数 ・ 補償費の支出額 等

※1 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。また、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。

※2 競争参加者から積極的に総合的なコストの縮減に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

② 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

工事目的物の性能や機能の向上に関する技術提案を求める場合の想定される工事条件の例として、例えば

- ・ 走行性（平坦性、視認性等）が求められる道路の舗装工事
- ・ 周辺環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事
- ・ コンクリート等の特別な品質管理・出来型管理が求められるトンネル、建築物等の補修・補強工事 等

が考えられます。

評価項目	評価基準
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none">・ 提案数値による定量評価・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） 発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について（※） <ul style="list-style-type: none">・ 提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）
	（性能、機能に関する具体的な評価項目例） <ul style="list-style-type: none">・ 舗装構造提案による走行騒音値・ 単位時間あたりのポンプ排水量・ 建築物の断熱性能 等

※ 競争参加者から積極的に工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

③ 社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

現実の社会生活の環境、例えば交通を確保しながら、自然環境保護を維持しながら工事しなくてはならない場合などは、以下の表のような項目と評価基準で臨むとよいでしょう。想定される工事条件としては、

- ・ 鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
- ・ 交通量の多い幹線道路等での通行規制を伴う工事
- ・ 自然保護区域内や希少動物への配慮が必要な工事 等

が考えられます。

評価項目	評価基準
社会的要請への対応に関する技術提案内容	社会的要請への対応に関する技術提案内容について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の維持 ・ 交通の確保 ・ 特別な安全対策 ・ 省資源対策 ・ リサイクル対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等) 発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について (※) <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定等)
	(環境の維持に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事排水のSS (浮遊物質) 値 ・ 施工騒音の低減値 ・ 施工ヤードの裸地面積 等
	(交通の確保に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 (通行止め、車線規制等) の短縮日数 等
	(特別な安全対策に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者用通路幅 等
	(省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、伐開除根材等のリサイクル率 ・ 分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等

※ 競争参加者から積極的に社会的要請への対応に関する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

「公共工事の品質確保の
促進に関する法律」

法文

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条 第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(発注者の責務)

- 第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

- 第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
 - 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
 - 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合には、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確

保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第十二条 発注者は、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)に対し、技術提案を求めよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の

理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

公共工事の品質確保の
促進に関する施策を
総合的に推進するための
基本的な方針

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」骨子

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

競争参加者から技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格業者名簿作成に際しての資格審査

- ・ 経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事实績や工事成績評価結果等を活用。
- ・ 防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられる。

(2) 個別工事に際しての技術審査

- ・ 建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査に加え、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行い、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱う。

施工計画：工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法など

発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、下記の評価項目を設定。

施工上の提案：安全対策、交通や環境への影響、工期の縮減 等

工事目的物の性能：強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト 等

(2) 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案の審査は、施工計画や品質管理に関して行う。

施工計画：施工手順・工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等

品質管理：品質確認頻度、方法等

競争参加者の工事の実績・成績、配置予定技術者の経験等

これらの評価に加え、施工上の提案や高度な技術提案を求める場合は、提案の実現性や安全性等について審査・評価。

(3) 技術提案の改善

技術提案の改善を求め、又は提案する機会を与えることができる。

透明性の確保のため、概要を速やかに公表。

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

最も優れた提案が採用できるよう予定価格を作成することができる。

中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。

地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。

この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面での工夫も可能。なお、学識経験者には意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、工事成績評定項目の標準化。

監督については、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があるとして認められる場合には、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。

これらの資料を踏まえ、各発注者は各々の取り組みに関する基準や要領の整備に努める（整備が困難な場合、国及び都道府県が支援）。

7 調査及び設計の品質確保に関する事項

測量・地質調査及び建設コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に大きく影響。

競争参加者の技術的能力を審査し、技術提案を求める。この場合、技術者の経験等を適切に審査・評価。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。

国及び都道府県の支援策

- ・発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。
- ・発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

9 施策の進め方

各発注者の体制等にかんがみ、段階的かつ計画的に推進していくことが必要。

政府は、基本的な施策の実施状況について調査を行い、その結果を公表。

各発注者間の協力体制の強化。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に 推進するための基本的な方針について

平成17年8月26日
閣議決定

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第9条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者が存在することも、公共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっている。こうしたことから、公共工事の品質確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。

このような観点に立つと、公共工事の品質確保を図るためには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とするのが原則である。

これにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が公共工事の施工することとなり、公共工事の目的物の品質が確保されることとなると同時に、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。また、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案が活用されることで、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査・設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、工事を施工する専門事業者や技能労働者の能力が重要な要素であることから、これらの者の活用が促進されるとともに、下請に係る請負契約が対等な立場で公正に締結され、履行されるなど元請と下請の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。

特に、競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行うとともに、工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、競争参加者から技術提案を求めるように努めるものとし、技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができるとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事実績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながらないよう留意するものとする。

(2) 個別工事に際しての技術審査

個別の工事に際しての技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めよう努めるものとする。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場

合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

(2) 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。）のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなければならないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

(3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、

特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表するものとする。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると思われる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する基準や要領の整備に努めるものとする。この際、これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において、活用を進めるよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

7 調査・設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査・設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査・設計は、公共工事の目的や個々の調査・設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査・設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知ら

れることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査・設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査・設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査・設計の特性を考慮した評定項目の標準化に努めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進めるよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受入れを行う。

ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。

ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。

ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

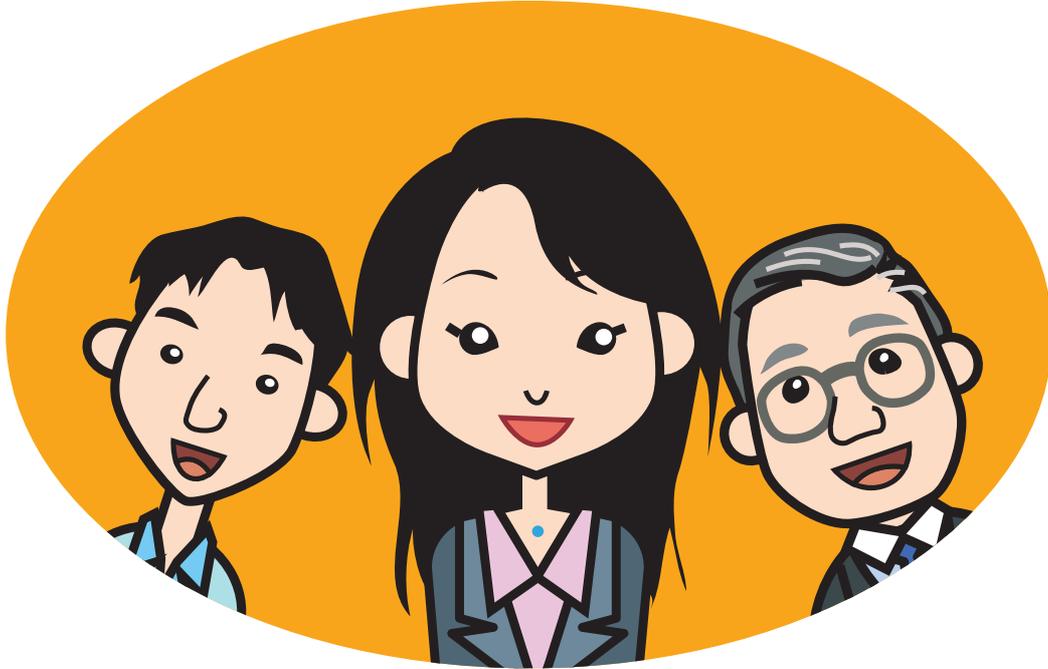
発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定に当たっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をその対象として活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることできるよう必要な環境整備に努めるものとする。

9 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策を効率的かつ確実に実施するためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に推進していくことが必要である。

このため、政府は、各発注者における法及び基本方針に示された公共工事の品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況について調査を行うとともに、その結果をとりまとめ、公表する。

また、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。



【ご意見・お問い合わせ先】

	〒番号	住所	電話番号(代表)	内線	メールアドレス
(代表)					
国土交通省 関東地方整備局	〒330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	TEL.048-601-3151	(内) 3257	hinkaku@ktr.mlit.go.jp
国土交通省 北海道開発局	〒060-8511	北海道札幌市北区北8条西2丁目	TEL.011-709-2311	(内) 5484	hinkaku@hkd.mlit.go.jp
国土交通省 東北地方整備局	〒980-8602	宮城県仙台市青葉区二日町9-15	TEL.022-225-2171	(内) 3313	hinkaku@thr.mlit.go.jp
国土交通省 北陸地方整備局	〒950-8801	新潟県新潟市美咲町1-1-1	TEL.025-280-8880	(内) 3314	hinkaku@hrr.mlit.go.jp
国土交通省 中部地方整備局	〒460-8514	名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号	TEL.052-953-8131	(内) 3314	hinkaku@cbr.mlit.go.jp
国土交通省 近畿地方整備局	〒540-8586	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	TEL.06-6942-1141	(内) 3313	hinkaku@kkrr.mlit.go.jp
国土交通省 中国地方整備局	〒730-8530	広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL.082-221-9231	(内) 3312	hinkaku@cgr.mlit.go.jp
国土交通省 四国地方整備局	〒760-8554	香川県高松市サンポート3-33	TEL.087-851-8061	(内) 3312	hinkaku@skr.mlit.go.jp
国土交通省 九州地方整備局	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	TEL.092-471-6331	(内) 3313	hinkaku@qsr.mlit.go.jp